

2000年代以降の日本と英国における 更生保護制度の問題点と今後の展望 (2・完)

— 更生保護における「ナラティブアプローチ」の可能性と限界 —

高橋 有紀*

- I はじめに
- II 2000年代以降の日本と英国における更生保護制度
- III 「ナラティブアプローチ」と犯罪者処遇
 - 1 対人援助における「ナラティブアプローチ」の登場経緯
 - 2 犯罪者処遇における「当事者」の「立ち直り」への注目 (以上12巻2号)
 - 3 日英の更生保護制度と「ナラティブアプローチ」
 - 4 更生保護制度における「ナラティブアプローチ」の限界
- IV 更生保護制度における「ナラティブアプローチ」の担い手
- V おわりに (以上本号)

3 日英の更生保護制度と「ナラティブアプローチ」

(1) 英国における「デジスタンスの「プログラム化」」

上述のように、New Labour 政権以降、英国の更生保護制度は「再犯防止」を掲げつつも、デジスタンス研究の知見を一定程度「What Works 施策」に取り入れることになる。この背景には、犯罪者とりわけ刑務所出所者の「再定住(resettlement)」に対する関心と、「What Works 施策」にデジスタンス研究の知見を導入することを提唱する研究者の存在があった。2000年以降、英国では複数の調査により、出所者が不安定な就労や居住環境、薬物・アルコール依存をはじめとした心身の疾患など、さまざまな困難を抱えることが明らかにされた。特に、2002年の社会的排除対策局(Social Exclusion Unit)による調査報告「Reducing Reoffending by Ex-prisoners」は、短期自由刑の出所者が抱える13

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第12巻第3号2013年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了、2013年博士(法学)取得

個の社会的ニーズ⁸⁶⁾と、それらを抱える者の再犯率の高さを明らかにした。これを受けて2004年に策定された「Reducing Reoffending by Ex-prisoners National Action Plan」では、「居住」、「教育訓練、就労 (Education, Training and Employment, ETE)」、「心身の健康」、「薬物、アルコール」、「経済、社会保障 (Finance, Benefit, Debt)」、「犯罪者の家族」、「態度、思考 (Attitudes, Thinking, Behaviour)」の7分野に関して、民間アクターや地方自治体、社会福祉や雇用に関する行政機関等との連携の下に対策を立てることを求めた⁸⁷⁾。

このうち「思考、態度 (Attitudes, Thinking, Behaviour)」以外の6つは、「就労」、「家庭」などレジスタンス因子に直接、間接にかかわる一方、古くから出所者のニーズとして知られてきた要素でもある。その点で、この「Action Plan」は出所者の「再定住」にあたって、「伝統的な「福祉的」アプローチ⁸⁸⁾を目指すものにも見える。Maguireらは、そこには「(学歴や職歴に乏しい、薬物依存症であるなど) 各種サービスを「必要とする (needing)」とアセスメントされた犯罪者は、それらのサービスを「欲しがっている (want)」人でもあり、彼らを支える側の人間とゴールを共有している⁸⁹⁾との前提があるとする。この点は、「当事者」の主観的な認識や希望に注目するという「ナラティブアプローチ」の前提とは矛盾する。学歴や職歴、依存症など客観的な資料や専門的な診断で判定され、統計的に犯罪や再犯をもたらしやすいとされる因子が、各人にとってどのようにとらえられているか、また本当にそれを理由に犯罪や再犯をするかは「人それぞれ」だからである。一方で、この「Action plan」には、「態度、思考 (Attitudes, Thinking, Behaviour)」上の問題に対する認知行動療法を中心とした働きかけも含まれていた。Maguireらは、この背景には、犯罪原因を社会環境のみならず個人の認知や選択にも求める発想があり、認知行動療法により「犯罪者が犯罪のない (crime-free) 生活の価値を見出し、それを達成するためのモチベーションと思考スキルを向上させるとともに、他の6つのサービスをより良く

86) Social Exclusion Unit, *Reducing Reoffending by Ex-prisoners*, 2002, p. 8.

87) Home Office, *Reducing Re-offending: National Action Plan*, 2004, pp. 21-22.

88) Mike Maguire, Peter Raynor, How the resettlement of prisoners promotes desistance from crime: Or does it?, *Criminology and Criminal Justice* 6 (1), 2006, p. 27.

89) Maguire & Raynor, *supra* note 88, p. 27.

利用できるようにすることが意図されている⁹⁰⁾と分析する。犯罪者の認知や思考はその後も注目され、認知行動療法に基づく「認可プログラム」が多数考案されたことは上述したとおりである。このように「態度、思考 (Attitudes, Thinking, Behaviour)」に対する注目は、犯罪をした各人の価値観やモチベーション、思考など主観面の変化に対する関心を発端とするものであり、その関心は「当事者」の動機やアイデンティティの転換を重視するレジスタンス研究の知見や「ナラティブアプローチ」における同様の議論と重なるかにも見える。

しかしながら、英国の更生保護制度におけるこうした傾向に対しては複数の批判が存在する。まず、Farrall の調査によれば、犯罪をした者のうち自らの問題として「認知の歪み」を挙げる者は非常に少なく、保護観察官の間で対象者のレジスタンスの阻害要因として「認知の歪み」が指摘されることも少ないとされる⁹¹⁾。また Maruna は、レジスタンスできない者が、前科を抱え社会環境にも恵まれない自らの人生の困難さを正確に認識している一方、レジスタンスを果たす者には、自分の人生は自分で変えられるという「希望に満ちた認知の歪み (willful, cognitive distort)」が見られると述べる⁹²⁾。さらに、今日の英国の更生保護制度において認知行動療法をはじめとした処遇プログラムが予定されているのは、性犯罪者や粗暴犯など再犯リスクが中程度以上の者が中心である。他方で、上述の「Action Plan」が念頭に置く短期自由刑の出所者は、再犯リスクによる分類では処遇プログラムの対象にならない一方、出所直後の差し迫った実際の問題が多いことから、初めから社会内で処分を受ける Community Sentence の対象者と比べても、保護観察官の関心が「態度、思考 (Attitudes, Thinking, Behaviour)」より実際的な問題に偏りがちであるとされる⁹³⁾。これらの指摘からは、レジスタンスへの意思や動機づけの重要性は、果たして、あらゆる対象者

90) Maguire & Raynor, supra note 88, p. 27.

91) Stephen Farrall, Supervision, motivation and social context: what matters most when probationers desist?, George Mair (ed.), *What Matters in Probation*, Willan Publishing, 2004, p. 193, pp. 202-204.

92) Shadd Maruna, *Making Good: how ex-convicts reform and rebuild their lives*, American Psychological Association, 2001, p. 9.

93) Maguire & Raynor, supra note 88, p. 28.

に認知行動療法を基調としたプログラムを提供する必要性を示しているのかとの疑問が生じる。

そうした状況下で、対象者のプログラムの継続や態度変容の効果を高く評価され「What Works 施策」にも取り入れられた「FOR-A Change」プログラムは、認知行動療法のグループワークに「再定住支援ワーカー (resettlement worker)」による個別の動機づけ面接と実際の援助を組み合わせるものであった⁹⁴⁾。そこでは、さまざまな困難に直面している出所者にとっては、物心両面の可能な限りの支えが変化へのモチベーションを高め維持することにつながるとの観点から、対象者と出所直後から接触をもち続ける保護観察官やボランティアからなるメンター (mentor) の機能が重要視される⁹⁵⁾。これは、「重要な他者」の意義を指摘するレジスタンス研究の発想とも共通する。その意味で「FOR-A Change」プログラムは、単に「認知の修正」がレジスタンスをもたらすのではなく、「認知の修正」自体が物心両面で支えられるべきことを示唆するものとも言える。また Farrall は、「What Works 施策」に対して、認知行動療法のみならず、就労支援や家庭環境の調整などの形でレジスタンスを意識した働きかけが重要であることを指摘し、そうした場面での保護観察官の活動を期待していた⁹⁶⁾。「For-A Change」プログラムには、一定程度そうした発想が反映されていると見ることができそうである。

とは言え、このプログラムを含め「再犯防止」のために「再定住」を促進するという観点から展開される施策に対しては、「当事者」の意思や個別性を尊重することに関心を抱く立場から批判が強い。第一の批判は、政策立案者やプログラムの実施者における「再定住」への関心が、「当事者」自身の感じているニーズや課題に優先しかねないとの問題意識に基づく。McSweeney らはこうした観点から、薬物依存、精神疾患、基礎学力の不足、失業など複数のニーズを抱える犯

94) Maguire & Raynor, *supra* note 88, p. 30. なお、このプログラムは、Raynor (前号脚注 76)) が実際の支援に特化したプログラムより効果が高いことを指摘した複数のプログラムが依拠するものである。

95) Maguire, Raynor, *supra* note 88, pp. 30-31.

96) Stephen Farrall, *Rethinking What Works with Offenders: probation, social context and desistance from crimes*, Willan Publishing, 2002, p. 215, p. 228.

罪者に、各ニーズに関する専門的なプログラムやサービスの提供を通して就労を支援する「Dependency to Work (D2W)」プログラムを批判する。彼らは、「D2W」でそれぞれのニーズに関するプログラム等を実施する機関や団体が、各々の専門的な関心に基づく独自のアセスメントにこだわりがちであることを問題視し、「総合的 (generic)」なアセスメントの実施や、対象者が自らにとってのニーズの順位付けをできるようにすることを提案した⁹⁷⁾。くわえて、複数のプログラムを原則として同時並行で実施する「D2W」の方法が対象者に精神的・時間的負担を与えることや、複数のプログラム間の優先順位や実施の順番を各対象者に最適となるよう考慮する必要性が高いにもかかわらず、そうした考慮が不十分であることを指摘した⁹⁸⁾。これらの指摘からは、一人の対象者をニーズごとに切り分け、各ニーズへの対応をそれぞれに特化したアクターに任せきりにするのではなく、主観面も含めた対象者の全体像を理解し、各アクターがそれを踏まえて活動することの重要性が見て取れる⁹⁹⁾。McSweeneyらは、「D2W」にかかわる複数のアクター間の連携不足や相互不信を批判している¹⁰⁰⁾が、そうした状況では対象者の全体像を把握することは困難であろう。また、この点は「多機関連携」に注目が集まる日本の更生保護制度にとっても重要である。

第二の批判は、「再定住」に関心が高まっているとは言え、依然として「再犯防止」が最大の関心事であることに対するものである。Maguireらは、デジスタンス研究の知見の一つとして、犯罪をした人は「再非行 (relapse)」や失敗を繰り返しながら立ち直りを果たすことを挙げ¹⁰¹⁾、「再犯防止」を掲げる更生保護制度の下で、保護観察官に対して遵守事項を厳格に守らせる役割が求められている状況を批判する¹⁰²⁾。とりわけ、短期自由刑と仮釈放中の社会内処遇を組み合わせさせた「Custody plus」では、仮釈放期間中に遵守事項違反があった場合の刑務

97) Tim McSweeney & Mike Hough, Supporting offenders with multiple needs: Lessons for the 'mixed economy' model of service provision, *Criminology and Criminal Justice* 6 (1), 2006, pp. 114-115.

98) McSweeney & Hough, *supra* note 97, pp. 115-116.

99) このことは、Maguire & Raynor, *supra* note 88, p. 28. でも指摘されている。

100) McSweeney & Hough, *supra* note 97, p. 119, p. 121.

101) Maguire & Raynor, *supra* note 88, pp. 24-25.

102) Maguire & Raynor, *supra* note 88, p. 33.

所への再収容が予定されていることから、これによりレジスタンスが促進されるどころか、刑務所と社会を「回転ドア」のように行き来する事態が深刻化することを危惧する¹⁰³⁾。この「Custody plus」は、日本で「刑の一部執行猶予」制度を提案した法制審議会の「被収容人員適正化に関する部会」の中で、刑務所人口の低減に向けた諸外国の施策の一つとして紹介されており¹⁰⁴⁾、Maguireらの指摘は日本においても真摯に受け止められるべきである。

(2) 「レジスタンスの「プログラム化」」と「ナラティブアプローチ」

このような英国の状況は、「再犯防止」を掲げる刑事政策の一環として、レジスタンス研究の知見を取り入れること、とりわけレジスタンス研究に潜在する「ナラティブアプローチ」としての意義を具現化することの難しさを示すものであると言える。上述のように、英国ではさまざまな「プログラム」が「レジスタンスの「ナラティブ」を支える」¹⁰⁵⁾ものとして用意される傾向にある。しかしながら、上述のMaguireらの指摘が示すように、レジスタンス研究が明らかにした知見には、犯罪や非行をした者が必ずしも一直線に遵法的な生活に向かわない、ということが含まれる。また、「ナラティブアプローチ」が「当事者」のナラティブの中から各人の力や意思を引き出そうとする背景には、客観的普遍的なものを優位とする思想へのアンチテーゼとして、「人それぞれ」の立ち直りや回復の物語を尊重するという価値観があることも前述したとおりである。そうしたことにかんがみると、再犯につながりやすい要素やレジスタンスを促進する要素を明らかにし、所与の「プログラム」に沿ったレジスタンスを促すという発想が、レジスタンス研究の持つ「ナラティブアプローチ」としての意義と乖離していることが明らかとなる。

その中で英国では、裁判所のCommunity Sentenceの言い渡し過程で、「当事者」自身が自らに必要なプログラムや自らにできる被害者に対する償いの方法を考え申し出る「self-sentencing」により、長所を基盤にした更生(rehabilitation)

103) Maguire & Raynor, supra note 88, p. 33.

104) 法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第6回会議事録 4頁。同 15頁。

105) Maguire & Raynor, supra note 88, p. 31.

が可能となるとする¹⁰⁶⁾Priestleyらの論考のように、刑事司法や更生保護制度の抜本的な変容を求める声も見られる。他方で、「就労」や「結婚」、「安定した家庭環境」により犯罪から離れ落ち着いた生活をするという、従来のデジスタンス研究や「再定住」にかかる諸施策が想定する「規範的な生き方 (conformity)」そのものを疑問視する意見もある。Bottomsらは、「必死で頑張れば、誰でも価値のある仕事と物質的な豊かさを手に入れられる」というかつての「アメリカンドリーム」が崩壊した今日、自らが聞き取り調査を行った「元犯罪者」の若者が求めているのは「そんなに大変ではないが安定した仕事に就き、ある程度の物質的な豊かさと良いパートナーとできれば子どもを得る」という「イングリッシュドリーム」であるとしつつ、昨今の厳しい雇用情勢の下で、前科を抱え大した学歴や資格のない彼らがそれを実現する可能性に疑問を示す¹⁰⁷⁾。また彼らは同じ論考の中で、一口に「犯罪者」と言っても、犯した罪の種類により社会から異なった評価を受けることも指摘する¹⁰⁸⁾。もっともBottomsらの主張は、それらの事情ゆえに「当事者」を取り巻く社会的文脈が重要だとするものである¹⁰⁹⁾。とは言え、「彼らに別の規範的な生き方が存在するのだろうか (But are there alternative conformities for this generation?)」¹¹⁰⁾という彼らの問いからは、デジスタンスのあり方を一定の普遍的なモデル化し、それに沿った生き方を促進しようとする施策の矛盾と限界も見取れる。

他方で、「再犯防止」を掲げる更生保護制度の下では、「Custody plus」に象徴されるように、「当事者」は遵守事項違反や再犯といった「失敗」をすることなくデジスタンスに向かうよう期待される。また、上述のように、英国の保護観察官にはすでに「再犯防止」を実現するための法執行官としての役割が期待されている。くわえて、面接の回数など保護観察官の対象者への接し方がOASysの評

106) Philip Priestley & Maurice Vanstone, Abolishing probation: a political crime?, *Probation Journal* 53 (4), 2006, p. 413.

107) Anthony Bottoms, Johanna Shapland, Andrew Costello, Deborah Holmes, & Grant Muir, Toward Desistance: Theoretical Underpinnings for an Empirical Study, *The Howard Journal of Criminal Justice* 43 (3), 2004, p. 384.

108) Bottoms, et al, supra note 107, pp. 383-384.

109) Bottoms, et al, supra note 107, p. 384.

110) Bottoms, et al, supra note 107, p. 384.

定等に応じて規定されていることは上述したとおりである。それゆえ、保護観察官には「デジスタンスの過程だから」と遵守事項違反や再犯を許容することは期待されず、ケースワーカーとしての役割が期待された時代と違い、それを可能とするための裁量も非常に限定された状態にある。客観的なアセスメントで明らかにされたリスクを管理するために対象者にかかわるという発想は、「当事者」のナラティブから力や意思を引き出すという「ナラティブアプローチ」の発想と真っ向から対立しかねない。それゆえ、保護観察官に対するそうした役割期待と、「当事者」のデジスタンスに注目する研究の持つ「ナラティブアプローチ」の契機としての意義を具現化することとは両立し得ないと考えられる。「再犯防止」を掲げる更生保護制度の下で、「デジスタンスのためのプログラム」を提供するという英国の方法は、「デジスタンスの「プログラム化」」自体が「ナラティブアプローチ」と矛盾するという問題とともに、「再犯防止」を強く期待する更生保護制度と「ナラティブアプローチ」とは両立しがたいという問題を示すものと言える。

(3) 「自助グループ」「当事者グループ」と更生保護制度

—日本の状況に注目して

ここまでの「再定住」への関心とデジスタンス研究の知見があいまった形で生じた英国の更生保護制度の状況を検討してきた。ところで、対人援助における「ナラティブアプローチ」においてもデジスタンス研究においても、「自助グループ」「当事者グループ」の意義が指摘されることは上述したとおりであるが、近年、日本や英国その他の欧米諸国では、刑事施設の出所者らによる「自助グループ」「当事者グループ」の活動が注目を集めている。また、1970年の国連犯罪防止会議においても、すでに「元犯罪者」が更生保護制度にかかわる国があることが紹介される¹¹¹⁾など、「当事者」による出所者らへの助言や援助に対する関心は古くから存在した。日本でも以前から、アルコール依存症者の「断酒会」や薬物等の依存症者の「ダルク」が刑務所や少年院、更生保護施設などで講演を行うな

111) 岩井敬介「犯罪・非行の防止と規制における公衆の参与」刑政82巻4号(1971年)43頁。

ど、一定の場面では「自助グループ」「当事者グループ」が犯罪者処遇にかかわってきた。さらに、近年では、薬物依存症や薬物事犯への社会的な関心の高まりの中で、保護観察所が「ダルク」に対して薬物依存症を抱える出所者らの受け入れを求めるなど、薬物依存症にかかわる「自助グループ」「当事者グループ」には更生保護制度の担い手としての役割も期待されるようになっている。他方で、上述のように「自助グループ」「当事者グループ」が登場した背景には、既存の医療や社会福祉制度における対人援助「専門」職とクライアントの間の垂直的な関係を批判し、「当事者」の経験や知を尊重すべきだとの発想があった。そして、その中で対人援助「専門」職の存在意義や役割が問題となることも上述したとおりである。こうしたことを踏まえると、犯罪や非行をした者による「自助グループ」「当事者グループ」や、「ダルク」をはじめ犯罪者処遇にかかわりを持つ団体をめぐる状況は、どう評価すべきだろうか。以下では、これについて、主として日本における「自助グループ」「当事者グループ」をめぐる状況と議論を基に考察する。

まず、刑事施設出所者らによる「自助グループ」「当事者グループ」の状況を概観したい。刑事施設出所者らの団体として、今日しばしば注目されるのは少年院出所者による「セカンドチャンス！」である。少年院出所後、紆余曲折を経て大学夜間部に進んだ才門辰史が、その大学で教員をしていた元法務教官の津富宏に出会ったことをきっかけに設立された同団体は、少年院出所者の交流会の開催や少年院での講演や行事への参加、少年院出所者のためのガイドライン作りといった活動を行っている¹¹²⁾。その活動理念は、「人生をやり直してまっとうに生きたい」と望みながらも、孤独や挫折の中で「元いた世界、価値観に引っ張られ」てしまう少年院出所者の「悲しき再犯」をなくすことにある¹¹³⁾とされる。才門をはじめ、「セカンドチャンス！」に参加する、少年院出所経験を持つ複数の「当事者」は、出院後、孤独感や居場所のなさを抱え、場合によっては再犯や再非行に走りながらも、徐々に信頼できる人間やモデルとなる大人に出会ったり新

112) 才門辰史『「悲しき再犯」をなくすために——「セカンドチャンス！」の活動から』法と民主主義458号(2011年)32-34頁。

113) 才門・前掲注112)34-35頁。

しい夢や仕事を見つたりする過程を語る¹¹⁴⁾。そうした過程やその中で「当事者」が抱える感情は、法務教官の多くが「想像できていない」ものであった、と津富は指摘する¹¹⁵⁾。それゆえ、不良仲間と縁を切ろうと思いつながらも、「わかってくれるのは昔の仲間しかいない」と考えてしまう「当事者」の感情や状況¹¹⁶⁾に思いが至らず、「「気持ちさえ強く持てば、不良交友は断絶できる」と、少年に説いてしまったりする」ことがある¹¹⁷⁾というのである。このことから、少年院出院者という「当事者」と法務教官という「専門家」との認識のズレがうかがえる。

津富は、そうした中で「当事者」が集まり活動する「セカンドチャンス！」には、「少年院在院者をはじめとする「後から来る仲間」のみならず、「活動当事者」たる「セカンドチャンス！」のメンバーや、「非当事者（専門家）」、「政策決定者」、ひいては「社会」にとっての意義があるとする¹¹⁸⁾。「後から来る仲間」や「活動当事者」自身にとっての積極的な意義は、「自助グループ」「当事者グループ」の意義としてしばしば指摘される。とりわけ、「基本的に、出院してから自分が少年院出院者であることは言わないほうが良いと教えられ」る¹¹⁹⁾という少年院出院者にとって、少年院出院者であることに付随する悩みや苦しみを「自分だけではない」と感じられる場や、感じさせてくれる仲間が貴重な存在であることは容易に想像がつく。また津富は、少年院で講演した「セカンドチャンス！」のメンバーが、それまでの自らの苦勞を「むだなことはない」と肯定的にとらえられるようになったと語ることを紹介している¹²⁰⁾が、上述のように、そうした感覚が犯罪や非行をした者のレジスタンスに重要であることはMarunaも指摘している。他方で、「自助グループ」や「当事者グループ」の活動や「当事

114) セカンドチャンス！編『セカンドチャンス！——人生が変わった少年院出院者たち』（新科学出版社、2011年）には彼らの経験や思いが収められている。

115) 津富宏「当事者団体としてのセカンドチャンス！の意義」犯罪と非行170号（2011年）172頁。

116) 才門・前掲注112）34頁。

117) 津富・前掲注115）172頁。

118) 津富・前掲注115）p169

119) 才門辰史「私は浪速少年院出身者だ」犯罪と非行170号（2011年）163頁。

120) 津富・前掲注115）170頁。

者」のナラティブが、「専門家」に新しい知見や視座をもたらすことも上述したとおりである。また一般に、医師や医療ソーシャルワーカーらが各種依存症や摂食障害、精神疾患等の患者に、退院後あるいは通院と並行して「自助グループ」「当事者グループ」へ参加するよう勧めることも少なくない。津富の論考が念頭に置く「非当事者（専門家）」は法務教官のようだが、上述の医師や医療ソーシャルワーカー同様、退院後の少年とかかわる保護観察官や保護司らにとっても、「セカンドチャンス！」という社会資源が存在することの意義は大きいだろう。実際、津富自身、別の論考で、保護観察官や保護司に対しても「セカンドチャンス！」の活動を「まだ戸惑っている出院者」や「すでに立ち直っている」年長の出院者に伝えてほしいと訴えている¹²¹⁾。

一方、津富の論考では、「政策決定者」や「社会」にとっての「セカンドチャンス！」の意義に関しては、刑事政策への「当事者」の視点の反映や「「当事者」主体の世の中」の実現について「セカンドチャンス！」が貢献しうる、とされるにとどまる。津富が紹介する英国の User Voice のプロジェクトのように、「元犯罪者／非行少年」の団体の声を政策立案段階で聴取するという試み¹²²⁾は、日本ではほとんど行われていない。また、「悲しき再犯」をなくす」という「セカンドチャンス！」の目的と、津富が「置き去りにされてきた人々の声」を社会に届けるための、連帯の仕掛け」と評する女性や黒人の「政治参加」という形態での当事者運動¹²³⁾とは必ずしもイメージが一致するものではない。もっとも Maruna らも、刑事施設の出所者らのレジスタンスにおいて、刑事司法や犯罪者処遇を改善するための社会運動への参加という「3マイル目」を踏み出すことの意義を強調する¹²⁴⁾。それにより出所者らは向社会的なアイデンティティを維持できるというのである¹²⁵⁾。実際、自らの刑務所での経験をきっかけに著書や講

121) 津富宏「少年院出院者の全国ネットワーク「セカンドチャンス！」——少年院出院者に「希望」を届けるために」更生保護 61 卷 11 号 (2010 年) 49-50 頁。

122) 津富・前掲注 115) 173-175 頁。

123) 津富・前掲注 115) 176 頁。

124) Maruna & LeBel, Shadd Maruna & Thomas Lebel, Strength-Based Approaches to Reentry: Extra Mileage toward Reintegration and Destigmatization, 犯罪社会学研究 34 号 (2009 年), pp. 70-71.

125) Maruna & LeBel, supra note (124), p. 73.

演を通して、刑事司法や犯罪者処遇における障がい者らの状況の改善を訴える山本讓司などは、まさに「3マイル目」を生きていると言えそうである。しかしながら、「当事者」のレジスタンスの仕方は必ずしもそうした形に限定されないのではない。若い頃から路上生活者の支援活動に参加し、国会議員として福祉政策の充実を訴えてきたという山本¹²⁶⁾にとって、「3マイル目」の生き方はいわば生来のライフワークでもあろうが、「セカンドチャンス！」のメンバーは現在も会社員、牧師、主婦、学生、「ダルク」職員などそれぞれの仕事に従事しており、必ずしも「3マイル目」の生き方を選択したわけではないだろう。しかしながら、それぞれが失敗や挫折を経験しつつも多様な道に進んでいるからこそ、少年院出院者であることへの劣等感や世間の偏見の下で人生を諦めがちな「後から来る仲間」に、「力仕事や水商売ばかりが全てではない」¹²⁷⁾と訴えることができているのも事実であろう。その意味で、仮に少年院出院者らが公民権運動や女性運動のような形での「当事者運動」、「3マイル目」のあり方を目指さないとしても、それはそれで有意義と言える。むしろ、一方で犯罪や非行をした者による再犯や刑事施設への再入所率に対して社会から厳しい目が向けられ、他方で多くの若者がBottomsらの言う「イングリッシュドリーム」さえ必ずしも容易に掴めない今日の日本では、会社員、学生、主婦などいわば「普通の」生活を手にした「当事者」の姿こそ、津富の言う「当事者をどのように見るかという、「対象者観」の変革」¹²⁸⁾をもたらすのではない。「自助グループ」「当事者グループ」が価値をもたらす対象は、津富が言うように「当事者」自身から社会一般まで幅広い。しかしながら、そのうちの社会変革の価値をことさらに強調すると、時にその成員には「3マイル目」の生き方のみが期待されることになるのではない。これは、立ち直りの過程における「当事者」の多様性や個性を認める「ナラティブアプローチ」の知見とは矛盾することになるだろう。「当事者」の主体的な回復の場、つながりの場としての「自助グループ」「当事者グループ」に、「非当事者」は何を期待すべきか。しても良いのか。このことは、以下で検討する「ダルク」と更

126) 山本讓司『累犯障害者——獄の中の不条理』（新潮社、2006年）10頁。同23頁。

127) セカンドチャンス！編・前掲注114）12頁。

128) 津富・前掲注115）178頁。

生保護制度との関係の中ではより深刻な問題として浮上する。

上述のように、以前から各地の「ダルク」は、刑事施設や更生保護施設での講演、保護司会や保護観察所の研修における講師などさまざまな形で犯罪者処遇にかかわってきた¹²⁹⁾。これらを通して、依存症への理解や関心を広めたり依存症者の助けとなったりすることは、「ダルク」のような「自助グループ」「当事者グループ」では「メッセージ活動」と呼ばれ、重視されてもいる¹³⁰⁾。また一般に、「来る者拒まず」を掲げる「ダルク」には、以前から、覚せい剤取締法違反等で有罪判決を受けたり刑務所から出所したりした経験を持つ者も少なからず存在した。くわえて「ダルク」は、一定期間の共同生活を原則としており、グループホームなどの居住施設を有しているため、以前から「ダルク」を仮釈放時の指定居住地とする例もあったようである¹³¹⁾。このように更生保護制度や施設内処遇において、「ダルク」との連携はすでに重視されてきた。各種依存症からの回復にあたって、精神科医療や保健・福祉制度といった「専門家」の介入のみならず、「自助グループ」「当事者グループ」への参加が有意義であることが広く認識されている今日、こうした状況は当然の趨勢とも言える。

とは言え、覚せい剤やシンナーなど一部の薬物の使用が「依存症」という疾患ではなく「犯罪」として扱われている以上、更生保護制度においては「再犯防止」の観点もまた重視される。とりわけ、近年、薬物事犯の再犯率の高さには社会的な注目が集まっており、施設内処遇や更生保護制度には薬物事犯者の「再犯防止」がより強く求められる風潮にある。そして、保護観察所がそうした風潮を前提に「ダルク」と連携する中では、「自助グループ」「当事者グループ」としての「ダルク」の価値観や存在意義が根本から揺らぎかねない状況も生じている。これが最も先鋭化するの、一般に「リラプス」「スリップ」等と呼ばれる、依存症からの回復過程に生じる再使用への渴望や実際の再使用への対応である。一

129) 白川雄一郎「薬物依存症からの回復と援助——ダルクの取り組み」更生保護60巻8号(2009年)60頁。竹内剛「ボランティアとダルクの活動」更生保護57巻2号(2006年)29頁。

130) 白川・前掲注129)60頁。

131) 石橋大輔「ダルクに入所した保護観察対象者の事件記録から」更生保護59巻3号(2008年)34頁。

般に「ダルク」のような「自助グループ」「当事者グループ」では、そうした現象を回復過程に不可避免的に存在するものにとらえ、そうした葛藤や失敗を繰り返すことで、自らの依存症を理解し、回復に向かうと考えられている。それゆえ、再使用を理由に退所を求めたり、警察や保護観察所に通報したりしないのが一般的である。他方で、覚せい剤等が違法薬物とされている以上、刑事司法の枠組みでは、そうした回復過程での再使用もまた「犯罪」ととらえられる。それゆえ、「再犯防止」を掲げる保護観察所は、薬物事犯による保護観察対象者や薬物依存症を抱える保護観察対象者に再使用のない状態を期待し、仮に再使用があった場合には、その者を「再犯」をした者として扱わざるを得ない。もっとも、このように「ダルク」と保護観察所の論理が異なる状況は長年続いてきたものの、それぞれが公的に連携していない場合には、特段の問題は生じない。一民間団体である「ダルク」には、違法薬物を所持したり使用したりする者の存在を保護観察所や警察に知らせる義務はないからである。

しかしながら、近年、「ダルク」と保護観察所が公的に連携し、保護観察対象者が違法薬物を再使用した際の保護観察所への連絡や、簡易尿検査への協力を求める例も登場している。このうち栃木保護観察所では、保護観察や更生緊急保護の対象者への衣食住の提供を委ねる「自立準備ホーム」の一つとして「栃木ダルク」を指定し、薬物依存症を抱える仮釈放者らを「栃木ダルク」に委託している¹³²⁾。「自立準備ホーム」の利用者にかかる諸経費は国から委託費として支払われるため、この枠組みの下では、資力や帰住先のない者であっても「ダルク」で共同生活をしながら、依存症からの回復のためのプログラムに参加できる¹³³⁾。他方で、「自立準備ホーム」である「栃木ダルク」には、この枠組みを利用して「ダルク」に参加する者が覚せい剤等を再使用した際の保護観察所への連絡や簡易尿検査への協力といった形で、保護観察所と連携することが求められる¹³⁴⁾。これは、「リラプス」や「スリップ」を回復の過程に付随するものにとらえる依

132) 濱近羊子「薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援パイロット事業について——ダルク等との連携モデルについて」更生保護と犯罪予防 154号（2012年）92頁。

133) 濱近・前掲注 132) 90-91頁。

134) 濱近・前掲注 132) 92-93頁。

存症の「自助グループ」「当事者グループ」の一般的な価値観とは対立しうる。また、ミーティングや共同生活を通じた相互の信頼関係を重視する「ダルク」において、自立準備ホーム利用者の身分を持つ者についてのみ再使用時の保護観察所への連絡という対応を取ることは、そうした信頼関係に基づく回復の場を崩壊させかねない¹³⁵⁾。そのため、こうした形で保護観察所と連携することをためらう「ダルク」も少なくないようである。なお、この「栃木ダルク」の例は、近い将来開始予定の「刑の一部執行猶予」制度に向けてのパイロット的取組みとされる¹³⁶⁾。「刑の一部執行猶予」制度の下では、一定の要件を満たす薬物事犯者について、短期自由刑の一部を、保護観察を伴う社会内処遇の形で「執行猶予」するため、薬物依存症を抱える者を支える社会資源が不可欠となる。他方で、この制度の下での社会内処遇期間はあくまで自由刑の「執行猶予」期間であるため、上述の英国の「Custody plus」同様、遵守事項違反や再犯があった場合には「執行猶予」が取り消され、刑務所に戻ることを予定されている。英国において、「Custody plus」の枠組みと、「当事者」は再犯や再非行を伴いながらレジスタンスに向かうという発想が対立するとの指摘があることは、上述したとおりだが、同様の問題は日本の「刑の一部執行猶予」にも生じかねない。そうした枠組みに、「当事者」の主體的な回復を目指す「ダルク」を組み込むことは、「当事者」の経験や力を更生保護制度に活かすというより、覚せい剤等の使用を「犯罪」とする更生保護制度の論理、「専門家」の論理に彼らに従属させることになりかねない。これでは、医療機関や刑事施設を行き来しても依存症から回復できない者に対して、「当事者」の集まりである「ダルク」が果たしてきた機能が果たされなくなるのではないか。

4 更生保護制度における「ナラティブアプローチ」の限界

ここまで検討してきたように、今日、日英両国では「再犯防止」を掲げる更生

135) 土井政和「日本における非拘禁的措置と社会内処遇の課題——「福祉連携型」刑事司法のあり方」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(現代人文社、2012年)31頁は、「栃木ダルク」の例には言及していないものの、「ダルク」に保護観察対象者らの受け皿の機能を期待することについて同様の懸念を示す。

136) 濱近・前掲注132)81-82頁。

保護制度に、「当事者」のデジスタンスに注目する犯罪学の議論や対人援助における「ナラティブアプローチ」の知見を取り入れる試みが見られる。デジスタンス研究を中心とした「当事者」が再犯をやめる過程や契機に注目する犯罪学の知見と、対人援助における「ナラティブアプローチ」との間に多くの共通点があることにかんがみると、こうした風潮は、効果的効率的な「再犯防止」を強調する従来の更生保護制度に対するアンチテーゼにも見える。しかしながら、英国の「デジスタンスの「プログラム化」」や、日本における「栃木ダルク」の例が示すように、デジスタンス研究の知見や「自助グループ」「当事者グループ」の活動を「再犯防止」を掲げる既存の更生保護制度に一部取り入れる、という試みは結局のところ、更生保護制度における「ナラティブアプローチ」を実現し得ない。それどころか、そこでは、「「当事者」の論理」の下に活動する「自助グループ」「当事者グループ」を「更生保護制度の論理」に従属させかねない事態さえ生じている。今日の更生保護制度は、デジスタンスの物語における「当事者」の多様性個別性を尊重するという価値観に立脚しておらず、それゆえに「ナラティブアプローチ」を実現できていないと評価できよう。

他方で、国の刑事政策の一環として法的な基盤を持つ今日の更生保護制度の下では、「自助グループ」「当事者グループ」の内部や、医療、社会福祉サービスの提供者とその利用者の関係においては許容されることが許容されない場合があることには、批判できない側面もあろう。「再犯防止」を掲げるか否かにかかわらず、更生保護の趣旨から見て、更生保護制度の担い手に許容を期待すべきではない事柄は確実に存在すると考えられるからである。たとえば「去る者追わず」の発想は、「自助グループ」「当事者グループ」では一つの哲学であろうし、治療途中で勝手に通院をやめた患者を探し出すことは医師や医療ソーシャルワーカーに期待されてはいないだろう。一方、保護観察所や保護司が自らの担当する対象者が所在不明になっても放っておくことは、無責任とのそしりを免れない。もっともこの点に限れば、保護観察官や保護司のみならず、生活保護世帯を担当する福祉事務所のケースワーカーや児童虐待の家庭を担当する児童相談所の職員等、公的機関で社会福祉サービスにあたる対人援助職の一部にも当てはまる。しかしながら、今日の更生保護制度が刑事政策の一環である以上、その担い手には再犯や

それにつながりかねない行為に否定的な態度で臨むことまでが期待され、その裏返しとして、対象者にはそうした行為を慎むことまでが求められる。社会保障給付の受給者らには課されないような、さまざまな遵守事項が保護観察対象者に課されることはその一例と言える¹³⁷⁾。以下で詳述するように、再犯や再非行がデジスタンスの過程で必然的に生じるとしても、国の刑事政策の一環としての更生保護制度の下でそれを許容すること、およびそれを許容する態度を更生保護制度の担い手に求めることは正当化しがたい。その結果、「人それぞれ」の立ち直りの物語を尊重するという「ナラティブアプローチ」の理念は、今日の更生保護制度の下ではどうしても一定後退せざるを得ない。リスク管理やエビデンスに基づく処遇による効果的効率的な「再犯防止」を掲げながら、その「プログラム」に「ナラティブアプローチ」の価値観とも通じるデジスタンス研究の知見を取り込むことへの違和感は、元をたどればそこに由来するのではないか。

日本の犯罪対策閣僚会議の報告書でも「再犯をしなかった者について、更生できた要因等の調査研究を検討する」とされるが、同じ報告書でエビデンスに基づく処遇やリスク管理を通した「再犯防止」への関心が示されていることは上述したとおりである。そうした問題意識の下では、上で取り上げた英国の状況と同様の事態は日本でも生じかねない。実際、この報告書は「社会における「居場所」と「出番」という言葉を用いて、刑務所の出所者らに対する居住支援、就労支援を充実させるべきだとも主張している¹³⁸⁾。こうした点も、「再定住」の促進を通した「再犯防止」という英国の更生保護制度の問題意識と共通するものと言え、それらが英国と同様、「ナラティブアプローチ」ではなく「デジスタンスの「プログラム」化」をもたらす可能性は否めないだろう。

それでは更生保護制度において、「当事者」のデジスタンスへの関心に潜在する「ナラティブアプローチ」としての意義を具現化することは不可能なのだろう

137) なお近時、生活保護受給者がパチンコ等に興じることを規制したり、そうした者の「通報」を求めたりする条例が目立っている。生活保護受給者と保護観察対象者は必ずしも同列に扱えないが、特定の制度の対象者に一定の規範的な生き方を求めることは是非や問題点を検討する上で、こうした条例をめぐる議論は今後注意深く追う必要がある。

138) 犯罪対策閣僚会議・犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」(2012年)12-13頁。

か。更生保護制度の担い手が「当事者」の「人それぞれ」のレジスタンスの物語を尊重し、それを支えることは不可能なのだろうか。こうした問いに対する答えの手がかりは、「地域性」「民間性」が期待される一方、保護観察官以上の個人差が指摘されてきた日本の保護司制度の中に隠されているのではないか。以下ではそうした問題意識の下、保護司制度の功罪を「ナラティブアプローチ」の観点から検証するとともに、「ナラティブアプローチ」を更生保護制度に取り入れた際のその担い手のあるべき姿について検討する。

IV 更生保護制度における「ナラティブアプローチ」の担い手

1 保護司制度の検討——「ナラティブアプローチ」の視点から

(1) 保護司制度の歴史的展開と保護司に対する役割期待

日本では第二次大戦後、長年にわたって保護司制度を維持し、更生保護制度は、地域の民間人である保護司と専門の公務員である保護観察官による「官民協働」を特徴としてきた。保護司制度の基盤整備と維持は現在、更生保護関係者の大きな関心事の一つである。詳細は別稿に譲るが、こうした「官民協働」の更生保護制度の下では、保護観察官の慢性的な不足を背景に、対象者との面接を通じた生活面や就職面の指導、環境調整といった保護観察所の中核的な業務にあたる「担当者」の役割が、多くの場合、保護司に委ねられてきた。他方で、この間の保護司と保護観察官の役割分担をめぐる議論においては、保護観察官の役割や機能に関して論者ごとに若干の相違が存在したとは言え、保護司の特長として「地域性」「民間性」を挙げる点は共通していた。その意味で、保護司への役割期待は「「地域性」「民間性」を持って、保護観察官の人数的な不足を補う篤志家」という矛盾した性格を持つ。もっとも、仮に「人数的な不足」を補うことの意味が、字義通り保護観察業務にあたる者の「頭数をそろえる」ことにあるとしたら、必ずしも「地域性」「民間性」は強調されなかったはずである。しかしながら、保護司には長年、地域住民からの厚い人望や地域への理解と愛着¹³⁹⁾、対象者やそ

139) 鈴木昭一郎「保護司制度論再考」犯罪と非行63号(1985年)＝鈴木昭一郎『更生保護の実践的展開』(日本更生保護協会、1999年)295頁。同307頁。

の家族への「インフォーマルな統制力」¹⁴⁰⁾など、保護観察官には持ちえないとされると同時に、保護観察官には必ずしも期待されない要素が求められてきた。またその背景には、所が指摘するように、地域社会における「名望家」の存在を前提に、そうした要素を持つ保護司がかかわることで対象者の地域社会への再統合が可能となるとの発想¹⁴¹⁾があった。

とは言え、地域社会の崩壊や価値観の多様化により「名望家」が地域で果たす機能が低下しつつあることは、すでに1970年代から1980年代においても認識されていた。それでもなお、「地域性」「民間性」はその後も保護司制度の意義として語られ続けた。国家財政を考えると保護観察官の大量増員は困難であるとの状況認識の下では、更生保護関係者らが保護司に保護観察官の持ちえない意義があることを強調した背景に、保護司制度の維持により更生保護制度の担い手を十分に確保しようという「コスト削減」の視点があったことは否定できないだろう。それまでの更生保護制度の過度な民間依存を批判した「更生保護のあり方を考える有識者会議」の報告書はいみじくも、保護司制度を廃止すると、保護観察官増員に伴い国民が「大幅なコストの増加を受け入れなければならない」¹⁴²⁾と指摘する。同時にこの報告書では、保護司制度廃止の弊害として、保護観察対象者が就労や通学に支障のない夜間や休日に近隣の保護司宅で面接を受けられなくなる点を挙げる¹⁴³⁾など、保護司制度の持つ「保護観察官増員にかかるコストの抑制」以外の意義も指摘する。さらに同報告書もまた、保護司と保護観察官の「官民協働」を強調しており、保護司の「地域性」「民間性」の意義は否定していない。戦後の更生保護制度の成立直後に法務省関係者が強調した、単に「保護観察官が足りないから」保護司に「手伝ってもらっている」わけではない¹⁴⁴⁾との発想は

140) 岩井敬介・泉信弥・杉原紗子「地域類型と保護司の機能——保護司の「地域性」を中心として」法務総合研究所研究部紀要16号(1973年)＝平野龍一編『日本の犯罪学6 1970-1977 II 対策』(東京大学出版会、1980年)251頁。

141) 所一彦「公衆参加と保護司」刑法雑誌18巻1=2号(1970年)129-131頁。

142) 更生保護のあり方を考える有識者会議「更生保護制度改革の提言——安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して」(2006年)8頁。

143) 「有識者会議報告書」・前掲注142)8頁。

144) 斎藤三郎「機構が新しくなり保護司制度は変わったか」更生保護3巻10号(1952年)8頁。

今日も根強く残っていると言える。

そしてこのような役割期待の下では、保護司には対人援助「専門」職であることや対人援助「専門」職としての知識や技術を持つことは、特段求められてこなかった。保護司の面接の意義が、「温かみにあふれ、その人格が保護観察対象者に影響する」¹⁴⁵⁾などと説明されることなどはその一例と言える。上述した「専門的処遇プログラム」において対象者の犯罪行動に主眼を置いた保護観察官による「科学的、体系的な」面接が要請されていること¹⁴⁶⁾にかんがみると、保護司の面接における「素朴さ」への期待はより鮮明となろう。また藤井は、保護司の「社会奉仕の精神に基づく篤志性」や、「対象者に対して温い支持や援助を与えることに拠って有効に機能」する「情緒性」の果たす意義を高く評価する¹⁴⁷⁾。こうした認識は近年でも見られる。「保護司制度の基盤整備に関する検討会」の報告書では、保護司の「地域における信頼」や「人格的魅力」、「報酬を受けない」といった要素ゆえ、「強制力に頼らずとも、その〔=対象者の、著者注〕改善更生の成果があげられてきた」と評する¹⁴⁸⁾。そしてそうした諸要素への期待は、保護司に対して画一的でマニュアル化された機能を求めないことにもつながった。地方更生保護委員会委員長であった伊藤は、保護司が対象者とのかわりにおいて、対象者を「診断してその診断名にこだわること」をせず¹⁴⁹⁾、粘り強く柔軟に対応する様子に注目し、「専門性にこだわらないところに、保護司の自由で闊達で、かつ、的確さがある」¹⁵⁰⁾と評する。さらに伊藤は、「人間を扱う、又は、人間に対処する態度なり方法は、各々の人生の中で培ったいわば各人の流儀ともいべきものの延長線上にある」、「対象者の心情、その動きを受け止める感受性は、磨くに越したことはないが、これも各々が自分のアンテナを自分流に磨いていただければよい」とする¹⁵¹⁾。こうした伊藤の発想と、New Labour 政権の

145) 辻裕子「各種処遇プログラムの発展と課題について」更生保護と犯罪予防152号(2010年)106頁。

146) 辻・前掲注145)113-114頁。

147) 藤井恵「社会内処遇の展開」更生保護と犯罪予防13号(1969年)＝更生保護三十年史編集委員会編『更生保護三十年史』(日本更生保護協会、1982年)258頁。

148) 「保護司制度の基盤整備に関する検討会 報告書」(2012年)5頁。

149) 伊藤博義「処遇家としての保護司」更生保護46巻5号(1995年)16頁。

150) 伊藤博義・前掲注149)18頁。

「What Works 施策」において、各地の保護観察所のみならず民間団体にも「認可プログラム」や生活支援サービスを中央で決められた形で一律に実施するよう求められた経緯¹⁵²⁾とを比べると、保護司に対して画一化されたあり方が期待されていないことがより顕著となる。もっとも、このような「専門性」の裏付けのない「自己流」の保護観察を称賛する態度に対しては、すでに1970年代から批判的な見解が存在した¹⁵³⁾。また、上述のように、エビデンスに基づく実践や英国の更生保護制度における「全国基準」策定の背後にも、対人援助「専門」職によるものとは言え、同様に「自己流」の対人援助の弊害への反省があったことを思い起こすと、上で引いた伊藤の見解に手放しで賛同することは難しい。とは言え、保護司は「診断」ではなく「対象者の日々を、生活の全体像を具体的に見ている」からの確な対応ができるとする伊藤の発想¹⁵⁴⁾には、対象者をリスクやニーズで切り分けて生活支援サービスや処遇プログラムを提供する施策は対象者を一人の人間としてとらえる視点を欠いているとする、上述した McSweeney らの批判と共通の問題意識が見て取れる。また Burnett らは、セラピストの温かさや共感性が重要であることを指摘する精神医学の議論や、保護観察官の「冷たい(detached)」態度は対象者に有害であるとの議論を基に、保護観察官に対する「再犯防止」の役割期待を見直すよう主張する¹⁵⁵⁾。古くはその役割を「厳父」たる保護観察官に対して「慈母」に喩えられ¹⁵⁶⁾、今日でも保護観察官の「専門性」

151) 伊藤博義・前掲注149) 18頁。

152) 「What Works 施策」のこうした性格は、長年、地域社会のニーズを踏まえ出所者らに独自のサービスを提供してきた小規模の民間団体に打撃を与えた。河原田徹「英国の保護観察制度に関する研究——社会内処遇実施体制の変革と地域性の再建」法務総合研究所研究部報告28号(2005年)は、「What Works 施策」がこうした点で、New Labour 政権の特徴的な政策の一つであった民間団体との「パートナーシップ施策」にマイナスの影響を与えたことを指摘している。

153) 菊田幸一「刑事政策と公衆参加」刑法雑誌18巻1=2号(1971年)137頁。

154) 伊藤博義・前掲注149) 16頁。

155) Ros Burnett & Fergus McNeill, The place of the officer-offender relationship in assisting offenders to desist from crime, *Probation Journal* 52 (3), 2005., pp. 232-233.

156) 吉田次郎「犯罪者予防更生法の手引(第二回)更生保護5巻2号(1954年)44-45頁において、更生保護制度における保護司と保護観察官の役割分担として、「対象者に対する強い愛情」を注ぐ保護司の母性愛と、必要に応じて強制的な措置を取る保護観察官の父性愛という「厳父慈母」論が主張された。

の対立概念として、「地域性」「民間性」にくわえ「温かさ」や「情緒性」を挙げられる保護司は、図らずもこうした趨勢に合致していると言える。「保護観察官にはないもの」を期待し称賛することによって正当化され維持されてきた保護司制度は、「再犯防止」を掲げる更生保護制度やその下での保護観察官に対する役割期待における問題点を絶妙に回避しているのではないか。

もっとも近年、高齢、知的障がい、発達障害、薬物依存症などを抱え、そうした「素朴さ」に触れるのみでは立ち直りが難しい対象者が増加しており、その中で医療、福祉などの「専門家」への保護司の委嘱が奨励される状況も見られる¹⁵⁷⁾。実際、「地域生活定着支援センター」勤務の社会福祉士や、路上生活者への支援活動を通じて出所者らの受け入れを始めたNPOの職員らが保護司を委嘱される例もあると聞く。これらの者は、必ずしも従前の「素朴な」保護司像とは一致しないであろうが、障がい者福祉、社会福祉の知識や経験といった「専門性」に期待が寄せられていると考えられる。山本が紹介した「レッサーパンダ事件」の例のように、知的障がいのある対象者に「定職に就くよう説諭するのみ」で障がい者福祉への橋渡しがされなかった¹⁵⁸⁾など、従前の保護司の「素朴さ」に伴う弊害にかんがみると、そうした「専門性」を更生保護制度に取り込む意義は大きい。しかしながら、「ナラティブアプローチ」において、対人援助「専門」職とクライアントの間の垂直的関係が問題視された経緯を思い起こすと、対人援助「専門」職が更生保護制度の一機関たる保護司として接することが、高齢や障がいを抱える保護観察対象者らに二重の垂直的関係をもたらす危惧も拭いえない。この点については、本稿後半で再度論じる。

以上の点を踏まえると、日本の保護司制度は、「再犯防止」を掲げる更生保護制度と「ナラティブアプローチ」との矛盾という、先に指摘した問題に対して、一定の解決の方途を示しそれを実践することが期待できそうである。他方で、「自己流」が称賛され、担い手が「名望家」に偏りがちであるといった保護司制度の伝統的な特徴が「当事者」の主体性の尊重にマイナスに働き、「ナラティブアプローチ」の意義が実現されない場合があることも容易に予想される。以下で

157) 保護司制度の基盤整備に関する検討会・前掲注148) 10-11頁。

158) 山本・前掲注126) 37頁。

は、保護司への役割期待の内実を検討することで、デジスタンスの過程における保護司の存在や実践の功罪を明らかにしたい。

(2) 「デジスタンスの物語」と保護司

デジスタンス研究において、デジスタンスの過程では再犯や再非行などの失敗や挫折が生じることが少なくなく、一直線に再犯のない生活が手に入るわけでないとい指摘されていることは、先に触れたとおりである。上述の「セカンドチャンス！」のメンバーの手記の中では、法律上「再犯」「再非行」に該当するような経験以外にも、規則正しい生活を続けられない¹⁵⁹⁾、復学しても「真面目な」年下の同級生になじめない¹⁶⁰⁾など、少年院出院前の自らが思い描いた通りに勉強や仕事に励むことが困難であった様子が語られている。とりわけ、犯罪や非行をした者の中には、早期に学校教育から離れアルバイトなどを転々としてきた者も少なくないと予想され、毎日規則正しく通勤や通学を続けることが人生で初めての経験である場合も多く、戸惑うことやうまくいかないことも多いと考えられる。他方で、「再犯防止」を掲げる更生保護制度の下では、デジスタンス過程で生じる再犯や再非行、遵守事項違反への厳格な対応が志向されがちであることは上述したとおりである。また、「再犯防止」における「再定住」の意義が認識される中で、日英ともに、保護観察対象者や出所者の居住や就労を安定させることが重視されるようになってきている。それでは、従来、保護司はどのようにデジスタンス過程での失敗や挫折に向き合ってきたのだろうか。

上述の伊藤の論考は、複数の保護司の活動状況を取り上げている。そこでは、職場や家庭に対する対象者の不安や不満を受け止め、時には対象者の身勝手な行動を叱責しつつも、家族に対象者を温かく理解するよう説得する様子¹⁶¹⁾が示されており、伊藤はその細やかな心遣いを「保護司なればこそその感に堪えない」¹⁶²⁾と評する。またここで紹介された事例からは、シンナー吸引のような再非行や無

159) セカンドチャンス！編・前掲注114) 110-111頁。

160) セカンドチャンス！編・前掲注114) 111-112頁。

161) 伊藤博義・前掲注149) 13-16頁。

162) 伊藤博義・前掲注149) 16頁。

断での移動といった遵守事項違反を機械的に不良措置の対象として扱うのではなく、それらのあった対象者にも粘り強く説得や指導を重ねる様子が見て取れる。なお、伊藤の論考は更生保護法成立以前のものであり、この時期には保護観察所の側も「違反があったからといっても即画的に」不良措置を取るわけではなく、「これ以上保護観察を継続しても再犯のおそれ大きいとき」に「不良措置の当否を判断する」¹⁶³⁾といった柔軟な対応を予定していたことも、こうした保護司の態度に影響していたと思われる。一方、更生保護法施行後の2009年に「遵守事項」を特集した『更生保護』誌上の複数の保護司のレポートにおいても、遵守事項を通して、人生をやり直すために「いくつかの約束事を守ることから始めようよ」と言い聞かせる¹⁶⁴⁾、遵守事項を守るよう指導する場合においても「保護司の務めは、目線を本人に合わせ、家族の悩みに耳を傾け、積極的に往訪するなどして信頼関係を築くことが基本」¹⁶⁵⁾である、などといった記述が見られる。これらのレポートでも、家出や夜遊びを繰り返したり仕事が長続きしなかったりする者への保護観察を続けた事例が報告されている¹⁶⁶⁾ことにかんがみると、更生保護法施行後も、遵守事項や新たに設けられた「生活行動指針」に従わせることが第一義的な目標になってはいないことがうかがえる。また同法施行後も、執行猶予や仮釈放の取り消しや少年の「戻し収容」が増加していないことは上述のとおりである。その中で、「遵守事項を守らせる」という上からの目線で保護観察対象者の心に触れることが果たしてできるのでしょうか¹⁶⁷⁾という保護司の言葉は、遵守事項違反に対する保護司の姿勢を象徴するものと言えよう。

この背景には、対象者には規範意識の未熟な者や家庭にも社会にも居場所がないために家出や不良交友をやめられない者も多いとの認識¹⁶⁸⁾の下、家族間の不和の仲介や仕事の調整など遵守事項を守って生きられる環境作りを重視する保護

163) 竹内敏恵「危機場面への介入と再犯再非行時の対応」東京保護観察526号(1998年)3頁。

164) M.I「遵守事項を守らせるために」更生保護60巻8号(2009年)20頁。

165) O.M「二人の少年の事例から思うこと」更生保護60巻8号(2009年)28頁。

166) M.I・前掲注164)20頁。O.M前掲注165)26-28頁。

167) O.M・前掲注165)28頁。

168) M.I・前掲注164)19-20頁。O.M・前掲注165)28頁。

司の態度がある。また、おそらく寒冷地の小規模の建設業と推測されるが、冬場は社員全体が「出稼ぎ」のような形で各地の現場を転々とする会社に勤務する仮釈放者を担当した保護司は、旅行先や旅行中の宿所の届け出を求める遵守事項の不便さを指摘する¹⁶⁹⁾。これは非常に稀なケースであろうが、上述の家出や仕事が続かない例も含め、対象者が保護観察中に一定の場所で生活や仕事を続けることの困難さを指摘する保護司の視点と、居所や仕事の物理的な意味での「安定」や「定着」を志向しがちな「再犯防止」策の間に一定の齟齬が存在することがうかがえる。

また、担当中の再犯や再非行により刑事施設に入所した者の仮釈放や仮退院時に、再度担当者を引き受ける保護司も少なくない。さらに、担当中に自らの財産や身体に被害を受けながら、対象者が施設収容を経て地域内に帰住した後も、担当者という形ではないにしろ就労先の紹介などの支援を惜しまない保護司もいるようであり¹⁷⁰⁾、その寛大さや責任感の強さには驚かされる。保護観察中の「失敗」の内容によっては、少年院送致や自由刑が下されることは法律上やむを得ない場合もあろう。そして、それらの処分もまたデジスタンス過程での経験の一つである以上、その前後を通して「見捨てない他者」の存在ほど、対象者にとって心強いものはないだろう。実際、「次に出所する際も同じ保護司に」と言う者もいるようである¹⁷¹⁾し、保護観察中の再非行で少年院送致になった少年の祖母が、少年の少年院での成長ぶりを「先生にも見てもらいたい」と保護司に電話をしてきたという事例¹⁷²⁾も存在する。一般に保護観察官の弱点の一つとして定期的な転勤がしばしば指摘されるが、転勤を繰り返す中では、再犯や再非行により施設収容となった者を出所後に再度担当することは困難であろう。また、保護観察官と同様に特定の公的機関に所属する公務員はその立場上、期間や制度の枠を越え

169) OJ「転居・旅行と遵守事項」更生保護60巻8号(2009年)24頁。

170) 小野篤郎「保護観察官による直接処遇の課題」犯罪と非行165号(2010年)101頁。
また「保護司制度の基盤整備に関する検討会」報告書6-7頁においても、「現金を盗られる」「殴られる」など、対象者から何らかの被害を受けた経験のある保護司が見られることが指摘されており、それらに対して必ずしも十分な補償のない中で保護司を続ける者の厚意が更生保護制度を支えていることは否定しがたい事実と言える。

171) 伊藤博義・前掲注149)17頁。

172) NE「発達障害のA君とかかわって」更生保護61巻11号(2010年)37頁。

て対象者とかかわることが難しかったり法的に許容されなかったりすることは、社会福祉行政の弱点としてもしばしば指摘される。その点、保護司は多くの場合、対象者と同じ地域に住むことから保護観察期間終了後も、街であいさつを交わしたり、結婚や子どもの誕生を報告したりといったかかわりを続けることが可能であり、それらが保護司のやりがいや印象深い経験として挙げられることも多い¹⁷³⁾。デジスタンスの過程は保護観察期間に収まる場合ばかりでないことも予想され、その長期にわたる過程における保護司の「地域性」「民間性」の持つ意義はより大きいと言うことができよう。

このように、保護司の遵守事項に対する態度や「地域性」「民間性」といった要素にかんがみると、保護司にはデジスタンスの物語における「重要な他者」の役割が期待できそうであるし、現にそうした役割を果たしている場合も多いと評価できそうである。遵守事項に対する保護司の意見からは、対象者が最初から遵守事項をすべて守って生活できるわけではないとの認識がうかがえ、その認識は「それまでの生活をいきなり改められるわけではない」という「当事者」の経験¹⁷⁴⁾とも合致する。もっとも、こうした認識は以前から保護観察官の間にも存在したようである¹⁷⁵⁾が、更生保護法施行後、保護観察官の間では「トライアルアンドエラーは許されない」¹⁷⁶⁾との声も聞かれる。いずれの認識がデジスタンスの物語に近いものであるかは、今更問うまでもないだろう。とは言え、以下で検討するように、これまでの保護司のあり方は、「ナラティブアプローチ」の観点からすべてを手放しで称賛できるわけでもなさそうである。

(3) 「ナラティブアプローチ」と保護司

上述のように「ナラティブアプローチ」が生じた背景には、「専門家」たる処

173) 西川正和・寺戸亮二・大場玲子「保護司の活動実態と意識に関する調査」法務総合研究所研究部報告26号(2005年)32頁。

174) セカンドチャンス!編・前掲注114)153頁。

175) 生駒貴弘・正木恵子・三宅仁士・松本忠房「第44回保護局関係職員管理課研修実施報告 課題研究「更生保護法下での保護観察官のアイデンティティーについて」」更生保護と犯罪予防151号(2009年)19頁。

176) 生駒他・前掲注175)18-19頁。

遇者とクライアントの垂直的な関係への懐疑や反発があった。また、歴史的に日英両国とも、保護観察官がソーシャルワーカーに倣って「専門家」を目指す時代が長く続き、「再犯防止」が強調される今日では、保護観察官にリスクアセスメントや認知行動療法をはじめとした処遇プログラムにおいて「専門性」を発揮することも期待されている。他方で、上述のように、「地域性」「民間性」を期待される保護司については「専門家」然としない態度と「素朴な」働きかけがその美点として強調される傾向にあった。その中で保護司に、「診断」的ではなく対象者の全体像を把握しようとする姿勢や、対象者の遵守事項違反や再犯を含めた失敗に粘り強く向き合う態度など、図らずもレジスタンスの物語を支える「重要な他者」としての役割を果していると評価できる面があったことは上述したとおりである。また上で引用した伊藤の論考が示すように、保護司には「専門家」たる保護観察官に比して、画一的な処遇態度が求められず、むしろ各々の人生経験を基礎とした工夫や試行錯誤が称賛される傾向にあった。

こうしたことのみ注目すれば、保護司による保護観察は「当事者」の立ち直りの物語の個別性や多様性を尊重する「ナラティブアプローチ」そのものであるかにも見える。しかしながら、保護司の担い手の属性や更生保護制度における位置づけ、役割期待にかんがみると、保護司による保護観察が犯罪や非行をした者に対する「ナラティブアプローチ」であると安易に評するわけにはいかないと考えられる。このことをうかがわせる第一の要因は、保護司の属性や役割期待との関係である。保護司の高齢化に伴う若年の対象者との年齢差は30年間近く問題視され続けているし、その「名望家」的性格も早くから批判されてきた。1970年の国連犯罪防止会議でもすでに、外国の参加者から日本の保護司の属性が多くの対象者の社会的経済的地位と乖離していることに対する批判の声があがっていた¹⁷⁷⁾。また2000年代に入っても、保護司の公募制に関する議論の中で、「保護司会と融和できない者」が保護司になることを危惧する声上がる¹⁷⁸⁾など、保

177) 坂部正晴「更生保護制度30年——その裾野を形成するもの」犯罪と非行40号(1979年)118-119頁。

178) 板谷充「保護司法改正後の10年」更生保護と犯罪予防152号(2010年)65頁。また公募制を採った場合の応募者の適性を懸念する研究者の意見として、藤本哲也「更生保護制度の展望——保護司活動に期待するもの」更生保護57巻5号(2006年)10頁。

護司の担い手をこれまでと同様の者に限ろうとする発想は根強い。このように保護司の担い手が「同質の者」¹⁷⁹⁾に偏り、「同質の者」からなる保護司会を中心に研修等が行われる状況下では、保護司の対象者観や立ち直り観が画一化される危険がある。さらに、1980年代後半に鈴木は、保護司の候補者不足の要因の一つとして、交通違反などの前科前歴が皆無の者の減少を挙げた¹⁸⁰⁾が、この指摘が象徴するように、保護司には単に「地域で顔が利く」ことにとどまらず、過去の人生における小さな過ちすらない、まさに「清廉潔白」な人間像が求められてきた。そうした「清廉潔白」な日々を送った上に、保護司のような困難な役職まで引き受ける者の生き方が尊く称賛に値することは否定のしようがないが、その生き方が、犯罪や非行に至る以前からさまざまな失敗や挫折を経験してきた者の生き方や世界観と大きく乖離する場合もあり得ることは容易に想像がつく。

また、保護司がそのような「名望家」に偏りがちになった背景には、上述した「保護観察官の人数的不足を補う」という役割期待の下で、恒川の言う「公的な選考と承認」¹⁸¹⁾に堪えうる人物が求められたという事情があった。そして、この事情は、保護司と対象者との間に一定の垂直的關係を生じさせることにもなった。すなわち、保護司は「専門性」よりも「地域性」「民間性」を期待され無給である点で、有給の「専門家」として保護観察所に勤務する保護観察官と異なるとは言え、保護観察の「担当者」として面接や記録の作成など保護観察業務の中核を委ねられてきた。それゆえ、保護司には保護司法や更生保護法などの関係法規が示す一定の枠組みに則した「担当者」としての振る舞いが求められ、ボランティア一般に見られるような個々人の自由な活動が認められるわけではない。このことは、1970年代以降、複数の研究者や更生保護関係者らによって指摘されてきた¹⁸²⁾。保護観察官の欠点として「自由な民間人ではなく官僚の一員であるがゆえに保護司ほどの闊達さを持ち得」ないことを挙げる¹⁸³⁾藤井のような論者でさ

179) 菊田・前掲注153) 137頁。

180) 鈴木・前掲注139) 301頁。

181) 恒川京子「保護司制度の諸問題——ボランティアとの対比において」刑法雑誌18巻1=2号(1971年)147頁。

182) 恒川・前掲注181) 148-149頁。森本益之「刑事政策の社会化傾向について」産大法学32巻3号(1998年)340頁。他

え、保護司に対しても「個人プレイを全く認めているわけではないし、個人的なサービスだけや慈善事業をすることを求めているわけではない」¹⁸⁴⁾との見解を示している。また、実際の保護観察の現場では、最終的な不良措置、良好措置の判断は「主任官」である保護観察官の権限であるとは言え、その判断資料の一部は保護司とのかかわりの中に求められることになる。そうした状況の下では、保護司と対象者との間には一定の垂直的関係が発生せざるを得ないと言えるだろう。上述のように、保護司の間には「「遵守事項を守らせる」という上からの目線」を避けることを意識する態度も見られるものの、保護観察の「担当者」という立場である以上、対象者との間に一定の垂直的関係が生じることは避けられないのではないか。

くわえて、先に触れた所在不明の例のように、純粋な私人同士の関係においては相手、すなわち「当事者」の希望や選択に委ねることが許容されそうな場面でも、保護司と対象者の間ではそうした態度が期待されない状況は多いと考えられる。「地域性」「民間性」が期待されるとは言え、「担当者」として保護観察を担う以上、保護司は保護観察官同様、「更生保護制度の論理」から逃れられない。三井は、阪神大震災後の仮設住宅で「孤独死」対策のボランティアをしていた元看護師の女性が、アルコール依存症の男性に対し頭ごなしに飲酒を否定する自らの態度を「自分が看護婦になってしまっている」と感じ、「おつまみを作ろうか」と声を掛け、人間関係を築いた様子を紹介する¹⁸⁵⁾。この男性はすでに肝臓にも異常をきたし断酒の必要性が高かったようであり¹⁸⁶⁾、病院であれば入院などの形で断酒を強制されたのだろうが、断酒の勧めも含めたボランティアらの呼びかけに耳を貸そうとしない男性を前に、この女性は「「人として」のかかわり」¹⁸⁷⁾を選んだとされる。「同じ人間として」という言葉は、犯罪者処遇の現場でもし

183) 藤井・前掲注 147) 259 頁。

184) 藤井・前掲注 147) 255 頁。

185) 三井さよ「「人として」の支援——阪神・淡路大震災において「孤独」な生を支える」
崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編『〈支援〉の社会学——現場に向き合う思考』
(青弓社、2008年) 95-96 頁。

186) 三井・前掲注 185) 95 頁。

187) 三井・前掲注 185) 95 頁。

ばしば聞かれるとは言え、仮にここに登場するボランティアと男性との関係が保護司と保護観察対象者であり、飲酒をやめないのではなく、重大な遵守事項違反を繰り返しているとしたら、こうした「人として」のかかわり」は認められるだろうか。もっともこれは、公的な医療・福祉制度や更生保護制度の担い手と純粋なボランティアとの立ち位置や機能の差にかかわる問題でもあり、これを以て保護司と一般のボランティアの優劣を決することは正当ではないだろう。しかしながら、それを措いてもなお、更生保護制度の一機関である以上、保護司がこのボランティアの女性のような形での「人として」のかかわり」を担うことには一定の限界があると言わざるを得ない。そして、このボランティアの女性の「人として」のかかわり」を、相手を「自身とは異なるものを望み、自身とは異なることを考えるかもしれない存在として」見出すものと評する¹⁸⁸⁾とき、そうした関係を築くことに限界がある以上、保護司は「ナラティブアプローチ」の担い手であることにも限界があることは否定できないだろう。

これらにくわえて、第三に、そもそも保護司は「ナラティブアプローチ」の担い手として訓練されていないという問題がある。もっとも「専門家」の知への批判が「ナラティブアプローチ」の契機の一つであったことを思い起こすと、「ナラティブアプローチ」の担い手になるための「訓練」という発想は大きな矛盾にも見える。また、「ナラティブセラピー」や「回復モデル」に沿った「専門家」の働きかけにより、従来の「専門家」とクライアントの間の垂直的関係と同様の状況が生じかねないことは、上述したとおりである。とは言え、「個々の対象者の全体像を把握し、失敗を許容しながら粘り強く接してきた」点のみを以て、保護司の実践を「ナラティブアプローチ」そのものとは言うのは早計であろう。上述のように、保護司にはその属性や役割期待、更生保護制度における位置づけゆえ、無意識にしろ、意識的にしろ、社会における「ドミナントストーリー」を対象者に押し付ける危険がないとは言えない。さらに、Bottomsが指摘する「元犯罪者」にとっての「イングリッシュドリーム」の実現の難しさが、決して対岸の火事ではない今日の日本では、従来の対象者のデジスタンスの物語として一般

188) 三井・前掲注185) 96頁。

的であったであろう「仕事を見つけて自立して、良い結婚相手を見つけて……」という生き方自体、さまざまなハンディを抱えた「当事者」の現実からかけ離れた「ドミナントストーリー」になりかねない¹⁸⁹⁾。また、上で取り上げた保護司の態度はあくまで一例であり、必ずしもすべての保護司がすべてのケースで意識的にそうした態度を取ってきたわけではないだろう。「熱意」が高くて「受容度」の低い保護司が担当する対象者の保護観察の成績が低いことは、すでに1970年代の調査で指摘されていた¹⁹⁰⁾。「当事者」よりも「専門家」や政策立案者らの価値観が優先することへの違和感や反省という「ナラティブアプローチ」の契機に無頓着なままでは、面接や家庭環境の調整にあたって、「当事者」の置かれた現実から乖離した「ドミナントストーリー」を押し付ける働きかけが展開されかねないのではないか。

また、「専門性」が低いゆえに「診断ではなく、対象者の全体像を踏まえ柔軟に対応する」ことが可能であったとの指摘は裏を返せば、「専門性」のある者が保護司になった場合に同様の対応が取れなくなる危険を示唆している。英国の「D2W」プログラムに対する批判が示すように、「専門家」が各々の関心に従って対象者をアセスメントする場合、ともすると対象者の全体像が把握されなくなる。その意味で、医療や福祉の「専門家」を保護司にする際には注意が必要となるろう。これまで、保護司は「保護司」であるから「診断ではなく、対象者の全体像を踏まえ柔軟に対応」できたと言うより、対人援助の「専門家」ではなかったために、そうならざるを得なかった面が多分にあった。そもそも戦後の更生保護制度発足直後の保護司の間には、保護観察所に対象者の「科学的調査の記録」を呈示するよう求めるなど、自らが「科学的」な保護観察の担い手であることを意識する様子も存在した¹⁹¹⁾。その意味で、「診断ではなく、対象者の全体像をとら

189) 不況や格差の進行が深刻化する今日、保護観察対象者以外の若者についても、「結婚して、家庭を持ってこそ一人前」といったかつての日本で一般的であった発想が、非正規雇用や低賃金の下で暮らす若者の現実から乖離したものであることは、しばしば指摘されるところである。

190) 岩井他・前掲注140) 252頁。

191) 「保護観察強化のために何を望むか——保護観察所より保護司へ保護司より保護観察所へ」更生保護2巻2号(1951年)22-23頁。

える」態度は、「保護司のあるべき姿」として必ずしも意図的に選択されたとは言いきれないだろう。それゆえ、「専門家」として「保護司」になった者が、従来の保護司と同様の態度で保護観察や環境調整に臨むとは限らない。丸山は、「地域生活定着支援センター」について論じる中で、「社会の安全」を目的に「特殊な権力関係の中で」展開される更生保護と「パターンリズムを批判し、対象となる人の自主性、個性性を尊重するソーシャル・ワーク」の違いを強調する¹⁹²⁾が、従来の高齢者福祉や障がい者福祉が人々の「福祉の対象」たる要素に注目し、高齢者や障がい者といった「当事者」の論理に医療や福祉の「専門家」の論理を優先させる性格を有していたことは否めない。そのことへの反省が医療やソーシャルワークに「ナラティブアプローチ」の機運をもたらしたことは、上述したとおりである。むろん高齢や障がいを抱えた対象者への保護観察においては彼らの「専門性」に期待できる面も大きいとは言え、そうした「専門家」の働きかけが、個々の対象者のレジスタンスの物語において従来の保護司が果たしてきた機能と同じである保証はない。さらに、上述のように、従来の保護司もまた、保護観察の「担当者」という立場ゆえ「ナラティブアプローチ」に徹しきれないことにかんがみると、「専門家」が保護司として高齢や障がいを抱えた保護観察対象者の「担当者」になることは、彼らの間に二重の垂直的関係をもたらしかねない。

これらのことから、従来の保護司制度をそのまま維持すれば、更生保護制度における「ナラティブアプローチ」が可能になる、とは言いがたいことがわかる。それゆえ、「ナラティブアプローチ」の視点から今後の更生保護制度のあり方を考える上では、その担い手にどのような役割を期待するか、またその役割を誰に委ねるべきかを検討する必要がある。

2 更生保護制度の将来像とその担い手のあり方

(1) 「ナラティブアプローチ」と既存の更生保護制度

上述のように、効果的効率的な「再犯防止」を掲げる今日の更生保護制度の下

192) 丸山泰弘「非拘禁的措置の担い手と関連機関ネットワーク——地域生活定着支援センターを中心に」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』（現代人文社、2012年）247頁。

では、遵守事項違反や再犯、再非行への厳格な対応とリスクアセスメントやエビデンスに基づく処遇など、「専門家」の関心に基づく働きかけが展開される傾向にある。こうした動きは、英国ほどではないものの、更生保護法施行後の日本にも皆無とは言えず、近い将来開始される予定の「刑の一部執行猶予」や2012年の犯罪対策閣僚会議の報告書は、これを加速させる性格を持つ。また、近年、そうした更生保護制度に「当事者」のデジスタンスに注目する研究の知見を取り入れることへの関心が高まっているとは言え、その取り入れ方は、保護観察官や裁判所の判断に基づき、「デジスタンス因子」にかかるプログラムや「社会奉仕」の機会を「命令」として提供する形をとる。こうした方策が、「オルタナティブストーリー」に潜在する「当事者」の力や意思を見出すという「ナラティブアプローチ」の発想と両立しえないことは、上述したとおりである。そして、そうした現状の更生保護制度の下では、刑務所の過剰収容や犯罪者らに対する監視の強化といった問題の深刻化がもたらされる¹⁹³⁾とともに、ネットワイドニングの弊害も指摘されている¹⁹⁴⁾。これらのことを踏まえると、今日の更生保護制度は、犯罪や非行をした者のデジスタンスにも再犯や拘禁人口の低減にも寄与しているとは言い難い。

他方で、上述のようにデジスタンス研究の知見は、犯罪や非行をした者のアイデンティティの変容や彼らを支える他者や居場所の意義を示すものであり、その価値観は、対人援助における「ナラティブアプローチ」とも共通している。このことは、「デジスタンスの「プログラム化」」や、「当事者」を更生保護制度の論理に従わせるといった方法ではなく、デジスタンス研究の持つ「ナラティブアプローチ」としての価値を具現化することでこそ、「当事者」一人ひとりのデジスタンスという形で「再犯防止」が実現されることを示していると言える。また、日英両国の保護観察官がソーシャルワークの理論や実践を参照してきたという歴史的事実にかんがみると、対人援助の諸領域に生じた、「当事者」と「専門家」の間の垂直的関係や「専門家」の恣意や独断に対する反省は、更生保護制度にお

193) 土井・前掲注135) 11頁。

194) 甘利航司「中間的刑罰・社会内刑罰」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(現代人文社、2012年) 42-43頁。

いても無視できまい。「再定住」やレジスタンスに必要なものを「専門家」のアセスメントを通じて提供するという態度は、一見、「当事者」の主体的なレジスタンスへの関心を示しているようで、実は「ナラティブアプローチ」が批判した医師やソーシャルワーカーの実践とよく似た構図を持つ。それゆえ、「当事者」のレジスタンスへの関心の下で、保護観察官に対する「ケースワーカー」としての役割期待に再度脚光が当てられているとは言え、旧態然とした「プロのケースワーカー」が「当事者」のレジスタンスの物語における「重要な他者」になれるかどうかは、批判的に検討する余地がある。またこの問題は、日本の保護司にも当てはまる。日本では更生保護法の制定前後に、それまでの更生保護制度同様、「再犯防止」より「社会的援助」を重視すべきだとの主張が見られた¹⁹⁵⁾。多くの対象者が保護司に委ねられる状況が続く中、その主張は一定程度現実化されていると見ることができる。とは言え、「当事者」一人ひとりのレジスタンスの物語を尊重するためには、従来の「補導援護」のあり方に安住せず、現在の更生保護制度から方向転換する必要がある。

その具体策として重要なのはまず、「専門家」の診断や「ケースの見立て」ばかりにとらわれず、個々の「当事者」の意思や希望を参酌することであろう。McSweeney らの論考では、その方策として「動機づけ面接」の有効性を指摘する¹⁹⁶⁾。保護観察官はもちろん、保護司もこうした手法とその理念を学ぶことで、ともすれば「ドミナントストーリー」を押しつける「自己流」に陥りかねない面接や環境調整が、より「当事者」の主体性や意欲、能力に寄り添うものとなろう。また、保護観察官として「専門的処遇プログラム」にあたっている辻は、プログラム受講者の中に「覚せい剤を使用していたころの自分」を振り返るステップは精神的に苦しいと訴える者や、「尿検査と面接のみ受けたい」、「今日話したいことを聞いてほしい」などさまざまな希望を持つ者が見られた経験から、「プログラムの内容が、今、この時の保護観察対象者に必要とされるかどうか、複数提示された課程から対象者のニーズと実施者側の判断を総合して選択できる形」を提

195) 土井政和「更生保護制度改革の動向と課題」刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ』(現代人文社、2007年)10-11頁。

196) McSweeney & Hough, *supra* note 97, p. 115.

案する¹⁹⁷⁾。これは、対象者をプログラムに合わせさせるのではなく、対象者に合ったプログラムや対象者が望む処遇を提供する仕組みを提案するものと言え、「ナラティブアプローチ」の観点からも積極的に評価できる。また、そもそも上述のように対人援助におけるエビデンスに基づく実践は、「エビデンス」を基に「専門家」と「当事者」が話し合う「インフォームド・コンセント」を重視しており、「対象者のニーズと実施者側の判断を総合して選択」することは、エビデンスに基づく処遇と「ナラティブアプローチ」の双方を実質化するものと言える。さらに、伊藤の論考で保護司の長所として指摘された「診断によらず、対象者の全体像を把握する」態度の意義を保護司や保護観察官が再確認することも必要となる。くわえて、対人援助や犯罪者処遇における「長所基盤モデル」が示すように、「当事者」の再犯リスクばかりに目を向けず、「当事者」の個性や家庭、地域環境にレジスタンスに向けての「長所(strength)」を見出す態度も不可欠であろう。このことの重要性はすでに、保護観察官の寺戸も指摘している¹⁹⁸⁾し、対象者の良い点を褒め、受容的な雰囲気を作ること¹⁹⁹⁾を意識する保護司も多い。単に対象者を「褒めて伸ばす」にとどまらず、家庭や地域環境にも「長所(strength)」を見出すことで、保護観察期間終了後のレジスタンスに向けた営みの継続も期待できるのではないか。

さらに最も重要な点は、レジスタンス過程での失敗を可能な限り許容することであろう。再三指摘するように、レジスタンスの過程では再犯や再非行、遵守事項違反を含め、さまざまな失敗や挫折を繰り返しながら、徐々にそれらのない落ち着いた生活を手に入れる者が多い。殺人や強盗など重大な再犯や再非行はともかく、そうでない事案や面接への欠席、無断での旅行や転居などの遵守事項違反に対して機械的に厳格な不良措置を取ることは、そうしたレジスタンスの過程を中断することになりかねない。幸い、日本では更生保護法施行後も仮釈放や執行猶予の取り消しや少年に対する「戻し収容」は増加していない。さらに、遵守事

197) 辻・前掲注145) 117頁。

198) 寺戸亮二「保護観察対象者のストレングスに着目した処遇試論」日本犯罪学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』(現代人文社、2011年) 78-101頁。

199) 西川他・前掲注173) 24-25頁。

項違反や再犯、再非行に対して保護司が柔軟且つ粘り強く向き合う傾向にあることは上述したとおりである。こうした現状は、可能な限り維持すべきである。他方で、上述のように英国の「Custody plus」に対する Maguire の批判にかがみると、現在日本で議論されている「刑の一部執行猶予」の導入には、慎重な検討が必要であろう。

また、上述のように、これまでの日本の更生保護制度は、遵守事項違反を含めた「当事者」のデジスタンス過程での失敗や挫折に比較的寛大に対応してきたと言えるものの、世論の「厳罰化」傾向が指摘される今日、保護観察対象者への断固とした措置や厳重な監視、「効き目」のあるプログラムを期待する社会の声があることは否定できない。失敗や挫折を繰り返しながら徐々に再犯のない落ち着いた生活を手に入れるというデジスタンス研究の知見と、その過程での「当事者」の意思や力に目を向ける「ナラティブアプローチ」の観点は、そうした社会そのものに変革を迫るものでもある。保護司の「地域社会への露出」²⁰⁰⁾や保護観察官のアカウントビリティ²⁰¹⁾が期待されている現在、「社会を明るくする運動」や学校等での講演を通じて、保護司や保護観察官がそうしたデジスタンス研究や「ナラティブアプローチ」の知見を社会に広めることは、まさに「立ち直りを支える地域のチカラ」²⁰²⁾の拡大につながるのではないか。このためには、保護司や保護観察官は、「動機づけ面接」の仕方を学ぶなど表層的技術的な形で「ナラティブアプローチ」を取り入れるだけでなく、「当事者」自身のデジスタンスの物語に触れることで「当事者」が失敗や挫折を繰り返しながらデジスタンスしていくことを改めて感じ、その過程において自らが果たすべき役割を考える必要がある。それゆえ、「ナラティブアプローチ」に基づいた更生保護制度を実現するには、保護司や保護観察官といった既存の担い手の知識や技術に新たなものを付

200) 板谷・前掲注178) 50頁。

201) 生島浩「保護観察官に期待されるもの——どこが変わらず、何が変わったのか」更生保護と犯罪予防151号(2009年)11頁。

202) 現在、法務省保護局のウェブサイトでは、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」との言葉を用いて、「社会を明るくする運動」をPRするとともに、「活動主体としての更生保護ボランティア」として、保護司や更生保護施設職員、更生保護女性会員らを紹介している。http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html

加したり、失敗や挫折を可能な限り許容する法制度を設けたりするのみならず、「当事者」自身による語りや支えが不可欠となる。

(2) 更生保護制度の担い手の拡大に向けて

日本では、保護司の担い手の偏りが長年問題視されてきた一方で、今日では従来の「名望家」以外にも広く保護司の候補者を求める傾向が見られる。「保護司制度の基盤整備に関する検討会」の報告書をはじめ、更生保護関係者が保護司の候補者を広く求めることを提案する背景には、保護司の担い手の確保への関心があり、それはそれで喫緊の課題であるが、社会の多様な層から保護司を選ぶことは「ナラティブアプローチ」の観点からも重要である。

上述のように、保護司が「同質の者」に担われがちの状況では、対象者観や立ち直り観が画一化される懸念があるし、犯罪や非行を含め、さまざまな失敗や挫折を重ねてきた対象者にとって、地域から信頼される「名望家」たる保護司の生き方や考え方は必ずしも理解したり、共感したりできない場合もあろう。また「まっとうに生きようにも、周りにそのようなモデルもおらず、まっとうな生き方もわからない」²⁰³⁾という「当事者」にとって、保護司の生き方はあたかも「雲の上の人」のように映り、モデルになりえないという問題もある。こうしたことは、地域の「名望家」ではないにしろ、医療や福祉の「専門性」を期待されて保護司になる者や、大学を卒業し公務員試験を経て保護観察官になる者にも同様に当てはまる。彼らはいずれも、「刑事施設を出た後に「私は」どうやって生きてきたか」、「犯罪や非行をやめるために「私は」何をしてきたか」という、「当事者」にとって等身大の「デジスタンスの物語」を語ることができない。その意味で、彼らは「カルテ」や「処方箋」を書けても、「闘病記」を書けない医師と同様の立場にある。先に、がん患者らが多様な「当事者」の闘病記にアクセスできるようにするディバックス・ジャパンの取り組みを紹介したが、更生保護制度においては伝統的に、「当事者」の語る「デジスタンスの物語」への対象者のアクセスがきわめて限定的であったと言える。こうした状況を解消するには、「当事

203) 才門・前掲注119) 165頁。

者」たる対象者と同様の経験や過去を持つ者が更生保護制度にかかわる枠組みを設けることが有効であろう。同じ経験をしたからこそできる助言や指導もあろうし、対象者にとってそうした者の生き方が良きモデルになることは容易に想像がつく。くわえて、「自助グループ」「当事者グループ」をめぐるしばしば指摘されるように、「当事者」による「当事者」への支援は、支援する側の「当事者」の立ち直りや自己肯定感の向上にも資する。Marunaの調査において、自分と同様の境遇にある若い人を助けたいと考え、それを実践する者がデジスタンスする傾向にあるとされている²⁰⁴⁾ことは、上述したとおりである。現に「セカンドチャンス!」のメンバーも、少年院でかつての自分のような少年たちを前に講演するたびに、自らもこの先失敗しても何度でもやり直そうという「自分にとって、とても大切なプレッシャー」を感じると語る²⁰⁵⁾。そうしたことから、「当事者」が更生保護制度にかかわる枠組みを設けることにより、デジスタンスを遂げる「当事者」を二倍、三倍に増やすことにつながると期待できる。

また、すでに諸外国において1970年代前後から、更生保護制度に「元犯罪者」がかかわる仕組みが存在したことは上述したとおりである。近年でも英国では、St. Giles Trustのように、刑務所の被収容者から希望者を募り、職業訓練の一環として、情報提供や生活相談に関連した職種における「レベル3」水準に相当する研修を行い、他の被収容者の帰住先の調整にあたるPeer Advisorとして活動させる取り組み²⁰⁶⁾を行う民間団体が存在する。日本においても、こうした形で「当事者」が施設内処遇や更生保護制度の中で活動する取り組みの導入を検討する意義は小さくないだろう。

とは言え、保護司や保護観察官が「ナラティブアプローチ」に徹しきれない背景に、国の刑事政策の一環である更生保護制度の業務を公的に担うという彼らの立場があることを思い起こすと、「当事者」に保護司を委嘱したり「当事者」から保護観察官を採用したりすれば、すべてがうまくいくというほど単純な話でも

204) Maruna, supra note 92, pp. 87-88.

205) 才門・前掲注203) 166頁。

206) St. Giles Trust ウェブサイト <http://www.stgilestrust.org.uk/what-we-do/p489-prison-based-services.html>

ない。更生保護が私人による完全な慈善事業であるなら格別、国の刑事政策の一環として更生保護制度が存在する以上、保護司や保護観察官のようにそれにかかる業務を公的に委ねられた者に、軽微な遵守事項違反はともかく再犯や再非行に対して「デジスタンスの過程だから」と許容的な態度を取るよう期待するわけにはいかない。たとえ「当事者」であっても保護司である以上は、再犯や再非行を「これもデジスタンスに必要な過程だ。自分もそうだった。」などに見逃すことは許されないだろう。上述の「栃木ダルク」の例が示すように、保護司以外でも、自立準備ホーム、更生保護法人など更生保護制度の一業務を公的に委ねられる立場に就く以上、たとえ「当事者」であっても、「当事者」の論理に更生保護制度の論理が優先する状況に直面せざるを得ない。上述のように、更生保護制度の論理をできる限り「当事者」の論理に近づけることは必要であるし、遵守事項違反への対応程度であればそれは十分に可能であろうが、再犯や再非行に対して「見ないふり」「気づかないふり」をすることまでを許容するのは困難であろう。それまでに逮捕、補導などをされたことがなく少年司法、刑事司法にかかわるのは「初めて」だが、本人にとっては「デジスタンスの過程での再犯、再非行」という事案で有罪判決や保護処分を受ける者が存在しうる以上、保護観察対象者についてのみ「デジスタンスの過程だから」と再犯、再非行を許容することは法的に均衡を欠くと考えられるからである。もっとも、一私人として「当事者」とかわるなら、再犯や再非行を許容することは、犯人隠匿や教唆等の犯罪に該当しない限り、個人の信念の問題として片づけ得る。覚せい剤等の違法薬物の再使用を通報しないという「ダルク」の態度は、この一例と言える。しかしながら、更生保護制度の一業務を公的に委ねられた者が、そうした選択をするとなると話は別であろう。「保護観察の枠は、それが保護観察の場であるかぎり、思想の自由に制限がないわけにはゆかない」²⁰⁷⁾ことは現実として否定しがたい。そして上述したように、そうした構造ゆえ、「専門性」よりも「地域性」「民間性」を期待される保護司であってもなお、対象者との間に一定の垂直的關係が生じざるを得ないし、対象者に「ドミナントストーリー」を押し付けかねない。この問題は、「当

207) 三浦強一「保護観察の田の面に「落穂」をひろう」(1975年) = 更生保護三十年史編集委員会編『更生保護三十年史』(日本更生保護協会、1982年) 337頁。

事者」が保護司になっても同様であるし、「当事者」が自立準備ホームや更生保護法人の管理者になる場合にも起こり得る²⁰⁸⁾。むしろ、そうした垂直的関係の「上」側に立っても良いと考える「当事者」や「自助グループ」「当事者グループ」も存在するであろうし、そうした「当事者」らであっても、従来の保護司や保護観察官にはできない助言や指導を行うことは期待できよう。しかしながら、「同じ「当事者」としての立場」でのかかわりを志向する「当事者」や「自助グループ」「当事者グループ」にとっては、保護司のように更生保護制度の一業務を公的に委ねられた担い手、「保護観察官の人数的不足を補う」存在になることで、自らの存立基盤を危うくする場合も生じうる。上述の「栃木ダルク」の例は、まさにそのことを象徴している。

こうしたことから、「当事者」が更生保護にかかわる枠組みを設けるには、保護司、保護観察官、更生保護法人など、民間人であれ公務員であれ、更生保護制度の「公的な担い手」以外の者が保護観察対象者に接する経路が非常に限定的であった、従来の日本の更生保護制度のあり方を根本から問い直す必要がある。上述のように、「公的な選考と承認」を経て、「保護観察官の人数的な不足を補う」保護司のような立場の者に対して、デジスタンス過程での再犯や再非行を許容するよう期待することは法的にも社会的にも難しい。このことは裏を返せば、それらを許容する個人や団体に、保護司のように更生保護制度の一業務を公的に担う役割を委ねられないことを意味する。覚せい剤等の再使用時の保護観察所への連絡について協力が得られないため、地域内の「ダルク」に仮釈放者らを委託できないことも多いという状況²⁰⁹⁾は、このことをよく示している。他方で、「ダルク」が伝統的に回復過程での再使用を許容する自らの立場を守りつつ、刑務所や更生保護施設での講演等を実施してきたことにかんがみると、更生保護制度の論理から一定の距離を取りつつも、「当事者」として「当事者」を支える枠組みは

208) 更生保護施設や自立準備ホームが当該施設の利用者の再犯や遵守事項違反を報告すべきことについては、一般に、補導委託の受託者に対して、対象者の無断転居や所在不明、「犯罪又は非行に結びつくおそれのある行動」等を認めた際の保護観察所への報告義務を課す「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」第61条2項の存在が根拠とされる。

209) 濱近・前掲注132) 95頁。

すでに存在すると言える。犯罪や非行をした者による「自助グループ」「当事者グループ」も、同様の立ち位置を取って更生保護制度の中に存在することは可能であろう。そのように更生保護制度の論理に100%与しなくても、同じ経験や過去を持つ「当事者」として、他の「当事者」を支える経路を確保することは、「当事者」を保護司として更生保護制度に迎え入れることに勝るとも劣らず有意義であろう。各地の「ダルク」や「セカンドチャンス！」がすでに実施している刑事施設等での講演にくわえ、保護司会や保護観察所の研修にそうした「当事者」や「自助グループ」「当事者グループ」を招く、保護観察中に対象者が彼らの話を聴く場を設けたり、保護観察対象者にそれらの団体を紹介したりする、「社会を明るくする運動」で彼らによる講演会を開くなど、さまざまな形で「当事者」が「当事者」として、保護観察対象者や出所者らを支える経路を設けることは可能であろう。すでに津富は、児童福祉施設出身者の団体が関係職員の研修に関与する例を紹介している²¹⁰⁾し、先に「3マイル目」に行く「当事者」として挙げた山本も、保護司会の研修や更生保護関係の書物などさまざまな場で自らの経験や意見を語っている。

もっとも、「元犯罪者」のデジスタンスにおいて「公的な承認」が大きな意義を果たすという Maruna の指摘²¹¹⁾からは、「当事者」に保護司や保護観察官、更生保護法人のような「公的な担い手」の地位を与えることが重要であるとも言える。とりわけ、保護司や更生保護施設の職員を長く務めた者が叙勲の対象となることの多い日本においては、それらを担うことの持つ「公的な承認」機能は小さくない。また現に、「ダルク」創設者の近藤のように「犯罪者を保護司にしよう」という意見を述べる²¹²⁾者もいるし、「自分が保護司の世話になったからこそ、自分も保護司になりたい」と語る「元非行少年」らの声を見聞きすることもある。そうした事実からは、従来の保護司像から程遠いことを以て、彼らを保護司の担い手から一律に除外するのではなく、その意欲や現在の生活ぶり、地域との関係

210) 津富・前掲注115) 173頁。

211) Maruna, supra note 92, p. 111.

212) 近藤恒夫・重田園江「ダルクの流儀——薬物依存症者の／による社会内処遇プログラム」現代思想36巻13号(2008年)191頁。

などを考慮し保護司を委嘱することも必要であると考えられる。しかしながら、さまざまな分野に「自助グループ」「当事者グループ」が登場した経緯として、「専門家」の価値観や知識が「当事者」の意思や希望に優先することへのアンチテーゼの意義があったことを振り返ると、「当事者」に更生保護制度の一業務を「公的に」担わせることは「自助グループ」「当事者グループ」に好ましい事態をもたらさないことも多いはずである。自立準備ホームの利用者として「ダルク」に参加する保護観察対象者への対応について保護観察所への協力を求める「栃木ダルク」の例が、相互の信頼関係を基調とした「ダルク」のあり方に動揺をもたらしかねないことはこの問題を象徴している。それゆえ、繰り返しになるが、「当事者」や「自助グループ」「当事者グループ」に固有の意義を活かすためには、更生保護制度の論理に100%与しなくとも、更生保護制度にかかわることのできる経路を設けることが必要であろう。また、保護司や更生保護法人、更生保護女性会などを「関係者」と呼ぶ生島の言葉²¹³⁾が象徴するように、更生保護制度を支えるアクターが非常に限定的であった日本社会にとって、それら以外の形で更生保護にかかわる経路を増やすことは、「自助グループ」「当事者グループ」のみならず、多様なアクターが更生保護制度を支えることを可能にするだろう。それはある意味で、戦前に森山武市郎が提唱した「保護の社会化」を「総動員」とは異なる位相で実現することでもある²¹⁴⁾。また、先に、医療や福祉の「専門家」が保護司として高齢や障がいを抱えた保護観察対象者の「担当者」となる際の、二重の垂直的關係に対する懸念を指摘したが、この問題も従来の「関係者」とは別の経路からそれらの「専門家」がかかわる余地を設けることにより一定程度解消されるのではないか。

213) 生島・前掲注201) 11-12頁。

214) 森山武市郎「司法保護事業法の本質」(1939年) = 森山先生遺徳顕彰の会編『司法保護の回顧——森山武市郎先生顕彰録』(森山先生遺徳顕彰の会、1969年) 170-171頁で、司法省保護課の森山武市郎は、司法保護委員や司法保護団体など民間アクターが更生保護制度の第一線を担う意義として、「保護の社会化」を挙げた。また、この時期の更生保護制度では出所者や非行少年らを戦時体制に「総動員」する意義が強調されていた。この時期の更生保護制度については、高橋有紀「戦前日本の方面委員、司法保護委員に期待された「民間性」に関する一考察」司法福祉学研究13号(2013年)で検討した。

(3) 「非当事者」の存在意義

上述のように、対人援助の諸領域において「当事者」の力や意思を尊重することの重要性が指摘され、「当事者」の経験やそれを活かした助言、働きかけが他の「当事者」の立ち直りに果たす意義が強調されるにつれて、「非当事者」である「専門家」の従来の優位な立場や存在意義に動揺が生じている。他方で、先に検討したように、日本の更生保護制度においては、「専門家」ではない点に保護司の強みや存在意義を見出す議論が展開されてきた。そこで指摘される保護司の特長の中には、「ナラティブアプローチ」の観点からも積極的に評価できるものがあることは、上述したとおりである。くわえて、本稿ではここまで、更生保護制度における業務を公的に委ねられてきた保護司や更生保護法人のみならず、「当事者」が更生保護にかかわる仕組みの重要性を指摘してきた。「当事者」の視点や助言は、対象者にも保護司や保護観察官にも、「専門家」の論理や更生保護制度の論理とは異なる観点を提供し、それが保護観察対象者らのレジスタンスをより良く支えることにつながると考えられる。

しかしながら、しばしば用いられる「当事者こそが専門家」という言葉のように、従来の「専門家」や処遇者、政策立案者といった「非当事者」に対する「当事者」の優位性を強調することは、従来の対人援助における「専門化」の営みを根底から覆しかねない。このことは、今日、対人援助「専門」職とりわけソーシャルワーカーをめぐる議論の中で、深刻な問題としてとらえられている。同時に、このことは更生保護制度にも当てはまる。日本の更生保護制度では戦前以来一貫して、司法保護委員や保護司といった更生保護制度の担い手が「専門家」でないこと」の積極的な意義が強調される傾向にあった。その点で、日本では早くから、更生保護制度における「専門家」たる保護観察官の存在意義は相対化されたものであったと言える。そうした状況下で、さらに「ナラティブアプローチ」の観点から「当事者」の経験や力を尊重すべきことを強調すると、「当事者」のレジスタンスの物語を支える更生保護制度においては、保護観察官は存在しなくても良いし、同様に「専門家」でない者の中でも従来の保護司より「当事者」の方がその担い手として望ましい、という議論が生じかねない。果たして、本当にそれで良いのだろうか。

現在、ソーシャルワーカーの間ではこの問題に対して二つの立場が見られる。一つは、先に取り上げた「ナラティブセラピー」のように、「当事者」たるクライアントの「オルタナティブストーリー」を引き出すことに対人援助「専門」職の「専門性」と存在意義を見出す立場である。そうした立場からは、「ナラティブアプローチ」には高度な「精神療法的」な技術が求められるため、「初心者が実践するには困難」とさえ言われる²¹⁵⁾。保護司や現在の保護観察官の大半もまた、「精神療法」に精通した「専門家」ではない以上、この立場からは「ナラティブアプローチ」の担い手として適任とは見なされないだろう。もっとも、「オルタナティブストーリー」を引き出す「専門性」を強調することと「ナラティブアプローチ」とが矛盾するのではないかとの批判が存在することは、すでに述べたとおりである。そして上述のように、この批判は、就労や居住への支援と認知行動療法や社会奉仕活動を通じて、レジスタンスのナラティブを「プログラム化」しようとする昨今の更生保護制度にも当てはまる。こうした枠組みの下では、保護観察官や保護司の論理が「当事者」に優先する構図は変わらないだろう。

もう一つの立場は、「当事者」の意思や希望に対する一定の介入をソーシャルワーカーの「正統な権限 (legitimate power)」として許容するものである²¹⁶⁾。ソーシャルワーカーは、「反社会的」と定義される行為については「当事者」の選択であっても、介入したり防止したりすべきだというのである²¹⁷⁾。またここでは、たとえ「当事者」の意思や希望であっても、対人援助「専門」職として尊重したり許容したりすべきではない一線が、ソーシャルワークの伝統的な「価値」や「倫理」に求められる傾向にあることも指摘される²¹⁸⁾。これは一見、誠実な議論のようでもある。すべて「当事者」の言うとおりにいう態度は、とすれば「当事者」の「自己責任」をいたずらに追求することになりかねないからである。また、「反社会的」な行為を許容しない態度に「専門家」の存在意義を求

215) 三品桂子「精神障害者のケースマネジメントとストレングズ視点——実践を通じたストレングズ視点の検証」『ソーシャルワーク研究』27巻1号(2001年)39頁。

216) Ann Hartman, *The Professional is Political*, *Social Work* 38 (4), 1993, p. 504.

217) Hartman, *supra* note 216, p. 504.

218) 三島亜紀子『社会福祉学の〈科学〉性——ソーシャルワーカーは専門職か?』(勁草書房、2007年)201頁。

めることは、更生保護制度における遵守事項や不良措置の存在とそれにかかる保護司や保護観察官の業務が、「ナラティブアプローチ」においても積極的意義を持つと説明することにもなる。とは言え、ソーシャルワークの伝統的な「価値」自体が社会構成主義の下で批判にさらされたことにかんがみると、この立場もまた「ナラティブアプローチ」との間に矛盾を生じさせる。またこの立場の下では、「専門家」と「当事者」の間に、更生保護制度において保護司や保護観察官が「当事者」と同じ地平に立つことに徹しきれないのと同様の構図が生まれかねない。さらに、「反社会的」な行為と一般に見なされるものの中には、ソーシャルワークの「価値」以前に法律や社会常識の問題であるものも多く、それらに対する介入にソーシャルワーカーの「専門性」や存在意義を求めることは、ソーシャルワーカーを「社会の規範に沿って生きることを「当事者」に求める「専門職」」にすることにつながる。しかも、これが社会福祉をはじめとした対人「援助」の枠組みで展開されることは、更生保護制度のように対象者や期間が法的に規定された枠組みの中で行われる場合以上に危険が大きいとさえ言える。ソーシャルワーカーにしる、保護観察官や保護司にしる、「われわれの「価値」観」に存在意義を求めることは「当事者」の抑圧をもたらしかねない。

では、やはり「当事者」以外のアクターは「ナラティブアプローチ」において、無力あるいは有害なのだろうか。犯罪や非行をした者のレジスタンスを支えられるのは「当事者」のみであって、「非当事者」である保護司や保護観察官は存在する意味がないのだろうか。この間の「当事者」のレジスタンスに注目した研究は、この問いに対し「そうではない」ことを示す知見を持つ。上述のように、レジスタンスには、「当事者」の意思や力のみならず、就労や家庭、居住環境など彼/彼女を取り巻く生活基盤の安定が大きな影響を与える。就労や家庭環境の調整に関する助言や実際的な支援は、必ずしも「当事者」の方がよく担える場合ばかりではないだろう。また、それらの業務は、上述のように日本の保護司が伝統的に重視してきたものであると同時に、効果的効率的な「再犯防止」が強調される以前の時代に英国の保護観察官が尽力してきたものでもある。すでにソーシャルワークの領域でも、「ナラティブアプローチ」の下でこそ、クライアントの意思や希望に沿った生き方を実現するために、家庭や地域、関係機関との折衝や地

域資源の発掘、既存の制度の改革など、対人援助「専門」職のいわゆる「ソーシャルアクション」の機能の重要性が高まると指摘されてもいる²¹⁹⁾。犯罪や非行をした者のデジスタンスの過程を支える際にも、同様のことが言えるだろう。現に保護観察官の三浦も、「ナラティブアプローチ」への関心ではなく、犯罪や非行をした者の多くが貧困や障がいなどさまざまな困難を抱えていることへの関心に基づく指摘ではあるが、保護観察官は「立ち直りを支える地域社会づくりを目指し、まさしく地域を耕し、人と人とのつながりを編み上げる」べきであり、そのための「情熱と綿密なコミュニティワークの力量が一層求められる」と述べている²²⁰⁾。更生保護制度にくわえ社会福祉、教育、雇用など関係領域の諸制度の仕組みや、協力雇用主、「自助グループ」「当事者グループ」をはじめとした地域の多様なアクターの情報を把握し、個々の「当事者」の意思や希望をより良く実現するために有用な情報を提供し、その選択を手助けすることは「当事者」でなくても可能なはずである。

また、「当事者」たる犯罪や非行をした者への社会の偏見を考慮すると、「地域性」「民間性」を強みとする保護司や公務員であり「専門性」を期待されている保護観察官が、地域社会や関係機関との媒介になることには大きな意義があると考えられる。福島県で国立更生保護施設の建設計画に対する激しい反対運動が起きた際には、地元の保護司や更生保護女性会のメンバーが折に触れて周囲の住民を説得したことが建設計画の実現の大きな力になったとされる²²¹⁾。一方で、地元の民間更生保護施設に居住した経験のある「元犯罪者」の男性は、強硬な反対論の噴出する住民説明会で「自分のように更生保護施設のおかげで立ち直る者もいる。計画を認めてほしい。」と伝えたいと思いつつ、周囲の反応を恐れて発言できなかったようである²²²⁾。このような現実がある以上、「当事者」のデジスタ

219) 松岡敦子「ナラティブ・アプローチと複雑な現実に対応するソーシャルワーカー」ソーシャルワーク研究 32巻1号(2006年)15-16頁。三品・前掲注215)38-39頁。松岡はそうした活動に従事する点に、「ナラティブセラピーをなさる方と、ストレングスに基づいたナラティブをソーシャルワーカーが使う場合の大きな違い」があるとする。

220) 三浦恵子「更生保護と福祉の連携について」更生保護と犯罪予防152号(2010年)213頁。

221) 南元英夫「福島自立更生促進センターが運用開始に至るまでの経緯について」犯罪と非行170号(2011年)215頁。

ンスにとって、「当事者」を支える立場で働く「非当事者」の存在意義は大きいと言える。彼らは単に「当事者」にとっての「重要な他者」になるにとどまらず、「当事者」と社会を架橋する役割を果たしうるのはではないか。もっとも日本では、地域住民の間に保護観察官に対して「すぐにはなくなる役人」「よく分からない話をする」といった思いがあり、必ずしも容易に保護観察官の意見に納得しないとの指摘²²³⁾もあることから、社会との懸け橋の役割は保護司にしか果たしえないとの考えもあろう。しかしながら、保護観察官の中に社会福祉士資格を持つ者や社会福祉学部の出身者が増加しつつあるという昨今の事情にかんがみると、デジスタンスへの理解と社会福祉の専門知識に裏打ちされた「ソーシャルアクション」に従事することで、保護観察官が地域住民の更生保護への理解を高めたり、保護司の活動を支えたりすることが可能になると期待することもできよう。実際、社会福祉士資格を持つ保護観察官の正木はすでに、薬物依存症者やその家族を支える市民団体に常任理事としてかわり、電話相談の運営や家族向けのプログラムのコーディネーターに尽力しているという²²⁴⁾。彼女は、自身のこうした活動について「日ごろ接している依存症者当事者や家族の苦しみを何とかしたいという市民としての動機からスタートしているものである」²²⁵⁾と述べる。このように、保護観察官が保護観察所での経験や関心を契機に積極的に地域で行動を起こすことは、「当事者」や保護司にとって頼りになる社会資源を増やすことにつながるだろう。

「当事者」主体の制度や政策の意義を主張することは時に、「専門家」にかかるコストを削減できる²²⁶⁾というような、「当事者」の置かれた不利な状況から「専門家」や「非当事者」が撤退することを正当化する論理をもたらさえる。しかしながら、自らの抱えるハンディや周囲の偏見の中で苦勞する「当事者」にと

222) 南元・前掲注 221) 215-216 頁。

223) 南元・前掲注 221) 215 頁。生島・前掲注 201) 13 頁。

224) 正木恵子「更生保護と社会復帰——保護観察所における実践から」日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』（現代人文社、2009年）86頁。

225) 正木・前掲注 224) 86 頁。

226) 津富宏「犯罪者処遇のパラダイムシフト——長所基盤モデルに向けて」犯罪社会学研究 34号（2009年）53頁。

って、こうした「非当事者」の撤退ほど残酷なものはないだろう。むしろ、どれだけ多くの「非当事者」が「当事者」のデジスタンスの過程における「重要な他者」になれるかがデジスタンスの鍵、ひいては再犯減少の鍵を握っているのではないか。上述のように、国の刑事政策の一環である更生保護制度の業務を公的に担う保護観察官や保護司には、どうしても「ナラティブアプローチ」に徹しきれない面があるとは言え、だから保護観察官や保護司を即刻廃止すべきである、と言うことはできないだろう。

V おわりに

本稿では、今日の日本と英国における更生保護制度においては、効果的効率的な「再犯防止」を追求するあまり、「当事者」一人ひとりの主体的な「立ち直り」を尊重する価値観が後退させられがちであることを批判的に検討した。近年、日英両国の更生保護制度で注目されているデジスタンス研究の知見には、対人援助の諸領域において、従来の「専門家」優位と普遍性客観性偏重に対するアンチテーゼとして登場した「ナラティブアプローチ」との共通点が少なくない。しかしながら、その知見を「再犯防止」を掲げる更生保護制度に取り込もうとする中で、「デジスタンスの「プログラム化」や、「自助グループ」「当事者グループ」を「更生保護制度の論理」に従属させるといった矛盾した状況が生じている。こうした状況下では、一人ひとりの主体的なデジスタンスの過程を支えることを通して「再犯防止」を実現することは困難だろう。他方で、そもそも国の刑事政策の一環である更生保護制度において、「ナラティブアプローチ」を徹底することに一定の限界があることは上述したとおりである。

一方、日本の更生保護制度においては長年、対象者に直に接する業務の大半が「地域性」「民間性」を期待される保護司に委ねられる状況が続き、その中では更生保護制度の論理より「当事者」の論理に寄り添った働きかけがなされてきた。日本と英国の更生保護における上述の状況にかんがみると、こうした保護司の態度は、今日の更生保護制度に対して有効なアンチテーゼを示し、「再犯防止」をより良く実現する方策を呈示するものと言えそうである。更生保護制度において

も「ナラティブアプローチ」や「「当事者」主体」が盛んに提唱される今日、保護司制度のこうした側面に目を向けることは有意義であろう。とは言え、保護司もまた、更生保護制度を公的に担う存在である以上、更生保護制度の論理から逃れられず、対象者との間には一定の垂直的關係が生じざるを得ない。そのため、従来の保護司制度を無批判に温存することでは、「非当事者」の「再犯防止」に対する関心が「当事者」の主體的なデジスタンスに優先する状況は変革できない。その意味で、「ナラティブアプローチ」の下で従来の対人援助「専門」職に向けられた批判は、保護司制度においても真摯に受け止められるべきである。また、保護司制度がそうした限界を持つ以上、「同じ「当事者」としてのかかわり」を志向する「自助グループ」「当事者グループ」のメンバーに保護司を委ねることは、対象者としての「当事者」と保護司としての「当事者」双方に悩ましい事態をもたらしかねない。本稿において、更生保護制度の論理に100%与しなくても更生保護制度にかかわることのできる経路を設けることを主張した所以はここにある。現在、日本では保護司の減少が深刻化し、その担い手の確保が急務とされている²²⁷⁾が、これを機に更生保護制度を支える保護司以外のアクターのあり方を再考する必要もあろう。

また、「当事者」の積極的な存在意義に目を向ける中で、「非当事者」たる従来の「専門家」の立ち位置や役割に動揺が生じることは、ソーシャルワークにおいて盛んに議論されている。同様の問題は更生保護制度にも生じうる。その中において、就労や家庭環境が犯罪や非行をした者のデジスタンスに影響を与えることを指摘するデジスタンス研究の知見や、「ナラティブアプローチ」の下でこそ「ソーシャルアクション」が重要であるとする対人援助「専門」職の議論は、「非当事者」の積極的な存在意義を示すものと言える。そして、そうした活動は、日本の保護司や「プロのケースワーカー」であることを期待された時代の英国の保護観察官が伝統的に重視してきたものでもある。さらに、犯罪や非行をした者へ

227) 朝日新聞 2013年1月7日(月)朝刊によれば、保護司の減少の深刻化に対処するため、2013年春より全国の保護司会に「保護司候補者検討協議会」を設けることが予定されているという。また、減少が著しい5都府県には「適任者確保支援保護司」を置き、新人保護司のバックアップを委ねることも予定されているようである。

の偏見や排除を考慮すると、保護司や保護観察官が「当事者」と地域社会を架橋することの意義は小さくない。長年「地域性」「民間性」を期待されてきた保護司や、近年、社会福祉の専門知識を持つ者が増加している保護観察官には、こうした役割を果たすことも期待できる。今日、とりわけ保護観察官への役割期待が効果的効率的な「再犯防止」の実現に偏りがちであることは上述したとおりだが、「ナラティブアプローチ」の観点からは、犯罪や非行をした者が一人ひとり「当事者」としてレジスタンスの物語を生きることを支える方向で、保護司の「地域性」「民間性」や保護観察官の「専門性」が発揮されることを期待するべきであると言える。

なお、本稿では紙幅の関係で、2000年代以前の日英両国の更生保護制度のあり方、その下での保護観察官や保護司に対する役割期待や彼らの業務について検討することができなかった。しかしながら、上述のように、保護司の伝統的な態度や「福祉国家」の時代における英国の保護観察官に対する役割期待には「当事者」一人ひとりのレジスタンスを支えるという観点から参照すべき点も少なくないにとどまらず、そこでの理念は「当事者」の立ち直りへの強い関心に基づくものであった。他方で、長年ソーシャルワーカーを做って「専門化」を図ってきた日英両国の保護観察官について、対人援助の諸領域に「ナラティブアプローチ」をもたらした問題意識が同様に妥当する面があることは上述したとおりである。それゆえ、「ナラティブアプローチ」の視座を取り入れた更生保護制度を構想するにあたって、2000年代以前の各時代の日英両国における更生保護制度のあり方や、その変遷の過程を検証する意義は大きい。この点については、今後、別稿で詳細に検討したい。